

令和9年度農村振興局予算 概算要求の概要

令和9年度農村振興局予算概算要求の概要	P1
令和9年度国営事業等事業着手地区等（概算要求）	P5
令和9年度農村振興局予算概算要求の重点事項	P7

公共事業

農業農村整備事業	P11
国営かんがい排水事業	P12
国営農用地再編整備事業	P13
国営総合農地防災事業	P14
防災情報ネットワーク事業	P15
直轄地すべり対策事業	P16
水資源開発事業	P17
農業競争力強化基盤整備事業	P18
－農業競争力強化農地整備事業	P19
－農地中間管理機構関連農地整備事業	P25
－水利施設整備事業	P26
－畑地帯総合整備事業	P27
農村地域防災減災事業	P28
－防災重点農業用ため池緊急整備事業	P30
中山間地域農業農村総合整備事業	P31
農村整備事業	P33
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業	P34
土地改良施設突発事故復旧・防止事業	P35
国営造成施設総合水利調整管理事業	P36
基幹水利施設管理事業	P37
水利施設管理強化事業	P38
土地改良施設維持管理適正化事業	P39
土地改良区機能強化支援事業	P40
農山漁村地域整備交付金	P41
海岸保全施設整備事業	P42
災害復旧等事業（農地・農業用施設等）	P43
被災農地等基盤整備推進事業	P44

<関係府省等との連携プロジェクト>

農地・農業水利施設を活用した流域治水	P45
「田んぼダム」の取組の推進	P46
農業構造転換集中対策	P47

非公共事業

農地耕作条件改善事業	P48
大区画化等加速化支援事業	P51
農業水路等長寿命化・防災減災事業	P53
畑作等促進整備事業	P55
農業生産基盤情報通信環境整備事業	P56
中山間地域集中強化対策	P57
日本型直接支払	P58
多面的機能支払交付金	P59
中山間地域等直接支払交付金	P60
環境保全型農業直接支払交付金	P61
農山漁村振興交付金	P62
地域資源活用価値創出対策	P63
－地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）	P64
－地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）	P65
－地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）	P66
－地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）	P67
－地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）	P68
中山間地農業推進対策	P69
－農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業	P70
－棚田地域振興対策推進事業	P71
最適土地利用総合対策	P72
山村活性化支援交付金	P73
都市農業機能発揮対策	P74
鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進	P75
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	P76
中山間地農業ルネッサンス事業	P77
有明海再生対策	P79
農家負担金軽減支援対策事業	P80

<関係府省等との連携プロジェクト>

地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出	P81
複数集落の機能を補完する農村 RMO の形成推進	P82
インバウンドによる食関連消費拡大	P83
国民理解の醸成	P84
多様な農業人材の意欲的な取組の推進	P85
環境と調和のとれた食料システムの確立	P86

令和8年8月
農林水産省

令和９年度農村振興局予算概算要求の概要

(単位：億円)

事 項	令和８年度 予算額	令和９年度 概算要求額
公共事業	4,248	5,423 +事項要求 (127.7%)
農業農村整備事業	3,365	4,375 +事項要求 (130.0%)
農山漁村地域整備交付金	762	915 (120.0%)
海岸事業	44	58 +事項要求 (130.0%)
災害復旧等事業	76	76 (100.0%)
非公共事業	1,578	1,993 +事項要求 (126.3%)
合 計	5,826	7,417 +事項要求 (127.3%)

- (注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
3. 下段() 書きは令和８年度予算額との比率である。なお、事項要求する事項については、事項要求部分を除いた比率である。
4. 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。
5. ・新たな水田政策の実施に係る経費、
・農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、
・「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、
・「第１次国土強靱化実施中期計画」に係る経費、
・「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、
については事項要求であり、予算編成過程において検討する。

令和9年度農村振興局予算概算要求の概要（公共事業）

（単位：億円）

事 項	令和8年度 予算額	令和9年度 概算要求額
農業農村整備事業	3,365	4,375 +事項要求 (130.0%)
国営かんがい排水	1,060	1,287 +事項要求 (121.5%)
国営農地再編整備	395	614 +事項要求 (155.3%)
国営総合農地防災	291	354 +事項要求 (121.5%)
直轄地すべり	5	27 +事項要求 (530.0%)
水資源開発	86	105 +事項要求 (121.5%)
農業競争力強化基盤整備	630	978 +事項要求 (155.3%)
農村地域防災減災	344	413 +事項要求 (120.0%)
中山間地域農業農村総合整備	44	52 +事項要求 (120.0%)
農村整備	74	89 +事項要求 (120.0%)
土地改良施設保全管理	285	316 (110.7%)
その他	151	141 (93.5%)
農山漁村地域整備交付金	762	915 (120.0%)
海岸事業	44	58 +事項要求 (130.0%)
災害復旧等事業	76	76 (100.0%)
合 計	4,248	5,423 +事項要求 (127.7%)

- （注） 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
2. 下段（ ）書きは令和8年度予算額との比率である。なお、事項要求する事項については、事項要求部分を除いた比率である。
3. その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。
4. 国営かんがい排水には土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）を、農業競争力強化基盤整備には土地改良施設突発事故復旧事業（補助）を含む。
5. ・農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、
・「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、
・「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る経費、
・「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、
については事項要求であり、予算編成過程において検討する。

令和9年度農村振興局予算概算要求の概要（非公共事業）

（単位：億円）

事 項	令和8年度 予算額	令和9年度 概算要求額
農地耕作条件改善事業	203	285 +事項要求 (140.5%)
大区画化等加速化支援事業	5	67 +事項要求 (1331.5%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	272	430 +事項要求 (157.9%)
畑作等促進整備事業	29	35 (122.7%)
農業生産基盤情報通信環境整備事業	7	10 +事項要求 (153.3%)
多面的機能支払交付金	500	500 +事項要求 (100.0%)
中山間地域等直接支払交付金	285	285 +事項要求 (100.0%)
農山漁村振興交付金	70	100 (141.5%)
鳥獣被害防止総合対策交付金	99	196 (197.7%)
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	3	3 (100.0%)
有明海再生対策（農村振興局計上分）	20	20 (100.0%)
その他	86	64 (74.2%)
合 計	1,578	1,993 +事項要求 (126.3%)

- （注） 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 3. 下段（ ）書きは令和8年度予算額との比率である。なお、事項要求する事項については、事項要求部分を除いた比率である。
 4. その他には、受託工事等実施費、農家負担金軽減支援対策事業、地域資源活用価値創出委託調査事業費、事務費を含む。
 5. ・新たな水田政策の実施に係る経費、
 ・農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、
 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る経費、
 については事項要求であり、予算編成過程において検討する。

令和９年度農業農村整備事業関係予算概算要求の概要

(単位：億円)

事 項	令和８年度 予算額	令和９年度 概算要求額
農業農村整備事業＜公共＞	3,365	4,375 +事項要求 (130.0%)
農業農村整備関連事業＜非公共＞	554	873 +事項要求 (157.5%)
農地耕作条件改善事業 大区画化等加速化支援事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑作等促進整備事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 農山漁村振興交付金		
農山漁村地域整備交付金＜公共＞ (農業農村整備分)	584	701 (120.0%)
合 計	4,504	5,949 +事項要求 (132.1%)

- (注) １．計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
- ２．下段（ ）書きは令和８年度予算額との比率である。なお、事項要求する事項については、事項要求部分を除いた比率である。
- ３．・農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、
- ・「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、
 - ・「第１次国土強靱化実施中期計画」に係る経費、
 - ・「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、
- については事項要求であり、予算編成過程において検討する。

令和9年度国営事業等事業着手地区（概算要求）

区分	地区数	地区名
【国営事業】 （農林水産省） かんがい排水	6	かぶらがわにき 鍬川二期（群馬県） てんりゅうがわかりゅうにき 天竜川下流二期（静岡県） ひみ 氷見（富山県） なんきようすいにき 南紀用水二期（和歌山県） うわばにき 上場二期（佐賀県） やつかんがわにき 駅館川二期（大分県）
総合農地防災	1	よしだがわりゅういき 吉田川流域（宮城県）
直轄地すべり	1	いなぶね 稲舟（石川県）
（北海道） かんがい排水	1	さつないがわりゅういき 札内川流域
【水資源機構】 （農林水産省） かんがい排水	1	あいちようすい 愛知用水（愛知県）

令和9年度国営事業等全体実施設計・調査着手地区（概算要求）

区 分	地区数	地 区 名
全体実施設計		
（農林水産省）		
かんがい排水	5	なかがわじょうりゅう 中川上流（埼玉県） さかいほくぶ 坂井北部（福井県） さがちゅうぶ 佐賀中部（佐賀県） なんさつにき 南薩二期（鹿児島県） かさのはらにき 笠野原二期（鹿児島県）
総合農地防災	1	きぬがわちゅうぶ 鬼怒川中部（栃木県）
（北海道）		
かんがい排水	1	しのつうんがじょうりゅう 篠津運河上流
調査		
（農林水産省）		
かんがい排水	1	いずみへいや 出水平野（鹿児島県）
総合農地防災	3	きいへいや 紀伊平野（和歌山県） みなみ 南あわじ（兵庫県） ふくやま 福山（広島県）
（北海道）		
かんがい排水	2	かわばた 川端 てしおがわようすい 天塩川用水
農用地再編整備	2	ふかがわおとえ 深川音江 さかえおかきょうえい 栄丘共栄

令和9年度農村振興局予算概算要求の重点事項

- ① 新たな水田政策の実施に係る経費、
 - ② 農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、
 - ③ 「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、
 - ④ 「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る経費、
 - ⑤ 「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、
 - ⑥ 飲食物品に係る消費税率の引下げに係る対応に係る経費、
 - ⑦ エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化に要する経費
- については、予算編成過程で検討。

(注1) 各事項の下段()内は、令和8年度当初予算額

(注2) 各事項の下段< >内は、令和7年度補正予算額

○ 日本成長戦略等を踏まえた潜在成長率の引上げ

(『「強く豊かな日本」投資枠』活用項目)

1 農業構造転換集中対策の着実な推進

2,904億円[※]+事項要求

(494億円)

<2,410億円>

① 農業農村整備（農地の大区画化等）<一部公共>

739億円

(166億円)

<574億円>

- ・地域計画に基づく農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るため、農地の大区画化等を推進するとともに、中山間地域においてきめ細かな整備を実施

※「2,904億円」は、農業構造転換集中対策関係予算の令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算の合計額

○ 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化

I 食料安全保障の強化

1 新たな水田政策の創設

3,565億円+事項要求

(3,565億円)

<—>

① 中山間地域等直接支払の見直し

- ・中山間地域等直接支払交付金（中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することで、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等を支援）について、傾斜によらない不利性を有する農地に関し、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に集落協定の対象農地へ位置付ける等の見直しを実施

② 多面的機能支払の見直し

- ・多面的機能支払交付金（農業の有する多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農業者等で構成される活動組織が行う地域資源を適切に保全管理するための共同活動を支援）について、共同活動が将来にわたり継続できるよう、外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組の支援など活動組織の支援を充実

2 食育の推進等による農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成

- ・農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成・行動変容を図るため、総合的・計画的な「農林漁業教育」や学校給食での地場産物等の活用など地域での食育の推進、木材利用の意義等を学ぶ木育の推進、和食文化の保護・継承、食品安全に係るリスク低減の取組、Ｊ－クレジットの推進に向けた取組等を支援
- （農山漁村振興交付金）
100億円の内数
（70億円の内数）
<29億円の内数>

Ⅱ 農地・人材・技術の強化による農業の持続的・創造的発展

1 地域計画を核とした持続可能な農業構造への転換

(1) 地域農業の将来像の実現に向けた取組<一部公共>

- ・地域計画の見直し・実現を後押しするため、地域で一体となった農地の集約化、農地の大区画化等の基盤整備、担い手の誘致、人材育成、農地を引き受ける担い手の機械・施設導入等を総合的に実施
- （農業農村整備事業）
4,375億円の内数
（3,365億円の内数）
<2,165億円の内数>
- （農地の耕作条件改善等）
351億円の内数
（208億円の内数）
<125億円の内数>

2 農業生産基盤の整備・保全（一部再掲）

① 農業農村整備事業＜公共＞

4, 375億円

(3, 365億円)

< 2, 165億円 >

- ・農地の大区画化、中山間地域のきめ細かな整備、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進

② 農地耕作条件改善事業

285億円

(203億円)

< 100億円 >

- ・農地中間管理機構による農地の集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援

③ 大区画化等加速化支援事業

67億円

(5億円)

< 25億円 >

- ・法人等の農業者が自ら施工することによる農地の大区画化等を支援

④ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

430億円

(272億円)

< 147億円 >

- ・農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮や、生産性の向上を図るなど、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援

⑤ 畑作等促進整備事業

35億円

(29億円)

< - >

- ・畑作物・園芸作物が生産される地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援

⑥ 農業生産基盤情報通信環境整備事業

10億円

(7億円)

< 2億円 >

- ・スマート農業の実装等に必要な光ファイバ、無線基地局、ICT機器等の情報通信環境の整備を支援

⑦ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

915億円の内数

(762億円の内数)

< - >

- ・地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援

Ⅲ 農村の振興

1 農村関係人口の拡大、経済面・生活面の取組等による農村の振興

① 農山漁村振興交付金

100億円

(70億円)

<29億円>

- ・農山漁村における官民共創の促進による地域課題の解決、地域課題に応じた総合的な人材育成、農福連携、農泊など「里業」の推進、農村型地域運営組織（農村RMO）の活動の形成や棚田振興、中山間地域等における農用地保全、荒廃農地の解消、都市農業の振興等を総合的に推進

② 中山間地域集中強化対策

(中山間地農業ルネサンス事業)

545億円

(413億円)

<—>

- ・中山間地域等において、農業を「支える」ための施策、農業に「関わる」者を増やす施策、農業で「稼ぐ」ための施策を一体的に講ずるため、中山間地農業ルネサンス事業や農山漁村振興交付金等を活用し、計画づくりから事業実施、取組の定着等を行う地域への伴走支援体制を構築するなど、中山間地農業の振興施策を充実

(農山漁村振興交付金)

100億円の内数

(70億円の内数)

<29億円の内数>

等

2 鳥獣被害防止対策等

① 鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進

199億円

(100億円)

<70億円>

- ・鳥獣被害の防止に向け、従来よりも強固な侵入防止柵や広域柵などの柵整備の強化、スマート鳥獣害対策の推進、クマ・シカ・イノシシの捕獲対策の強化、高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保を支援するほか、森林における効果的・効率的なシカ捕獲等の取組を推進
- ・ジビエ利用を拡大するため、処理加工施設の整備や人材確保、新たな流通体制整備の推進、情報発信の強化等による需要拡大の取組を支援

② 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

3億円

(3億円)

<—>

- ・火山の降灰等の被害に対応するため、洗浄用機械施設等の整備、これと一体的に行う用水確保対策等を支援

農業農村整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 437,453百万円（前年度 336,502百万円）

＜対策のポイント＞

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の農業生産基盤の整備・保全を推進します。

＜事業目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減〔令和11年度まで〕）
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理

農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により管理作業の省力化を推進します。また、土地改良区等による適切な施設管理を推進します。

3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した流域治水の取組を推進します。また、農業集落排水施設、農道等の強靱化を推進します。

＜事業の流れ＞



（注）上記要求額のほか、事項要求

＜事業イメージ＞

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化



2. 農業水利施設の戦略的な保全管理



3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策



【お問い合わせ先】 農村振興局設計課（03-3502-8695）

＜対策のポイント＞

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業水利施設の整備を行い、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

＜事業目標＞

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）
- 更新事業の着手地区において施設の集約・再編、ICTの導入等により維持管理費を削減する地区の割合（10割〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

1. 一般型

- ・ 地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業水利施設の整備
【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

2. 特別型

- ・ 高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畑地化を行うための整備
- ・ 担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・ 流域治水プロジェクトに位置付けられた施設の整備
- ・ 老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・ 突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所のある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・ 小水力等発電施設の導入やポンプ設備の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備
【実施要件】受益面積500ha以上 等

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

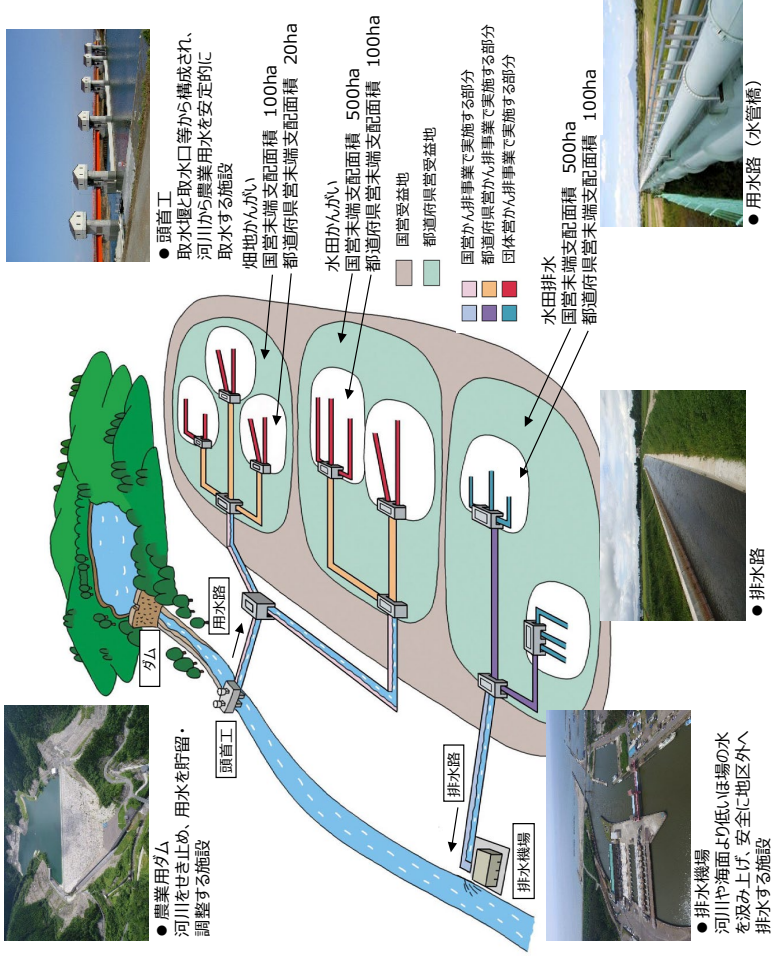
（注）上記要求額のほか、事項要求

【お問い合わせ先】

農村振興局水資源課

（03-6744-2206）

＜事業イメージ＞



国営農用地再編整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 61,386百万円（前年度 39,532百万円）

＜対策のポイント＞

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

＜事業目標＞

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等

2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- ・基幹事業：区画整理、開畑、農地保全 ・併せ行う事業：農業用排水施設
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等

3. 国営農地再編整備事業（次世代農業促進型）

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等

4. 国営農地再編整備事業（草地整備型）

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

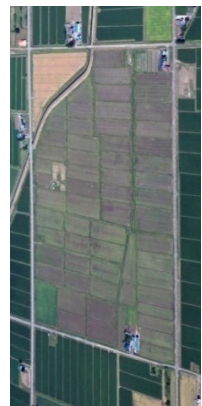
5. 国営農地再編整備事業（耕畜連携促進型）

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 畑作・牧草等の混在地域において、次世代農業促進型と草地整備型のそれぞれの要件を満たすこと 等

＜事業実施主体＞ 国（国費率：農林水産省2/3、北海道75％ 等）

＜事業イメージ＞

事業実施前



小区画で不整形な農地

事業実施後



農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施



農地の大区画化、排水改良

産地収益力の向上等

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。



農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させるターンの農道の整備



用水路（埋設管）排水路（埋設管）

- 高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

（注） 上記要求額のほか、事項要求

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2207）

＜対策のポイント＞

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

＜事業目標＞

- 〇 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）
- 〇 防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合（9割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。

3. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用排水施設の耐震化対策（耐震化と一体不可分な範囲で行う補修又は更新を含む）を推進します。

4. 防災重点農業用ため池の防災工事〔令和12年度まで〕

ため池工事特措法の期間内における防災重点農業用ため池の防災工事を加速化するため、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策及び劣化対策を行います。

【実施要件】

- 1～3の事業 受益面積3,000ha以上、
末端支配面積300ha（畑については100ha）以上
- 4の事業 受益面積300ha以上、貯水容量5,000m³/か所以上等

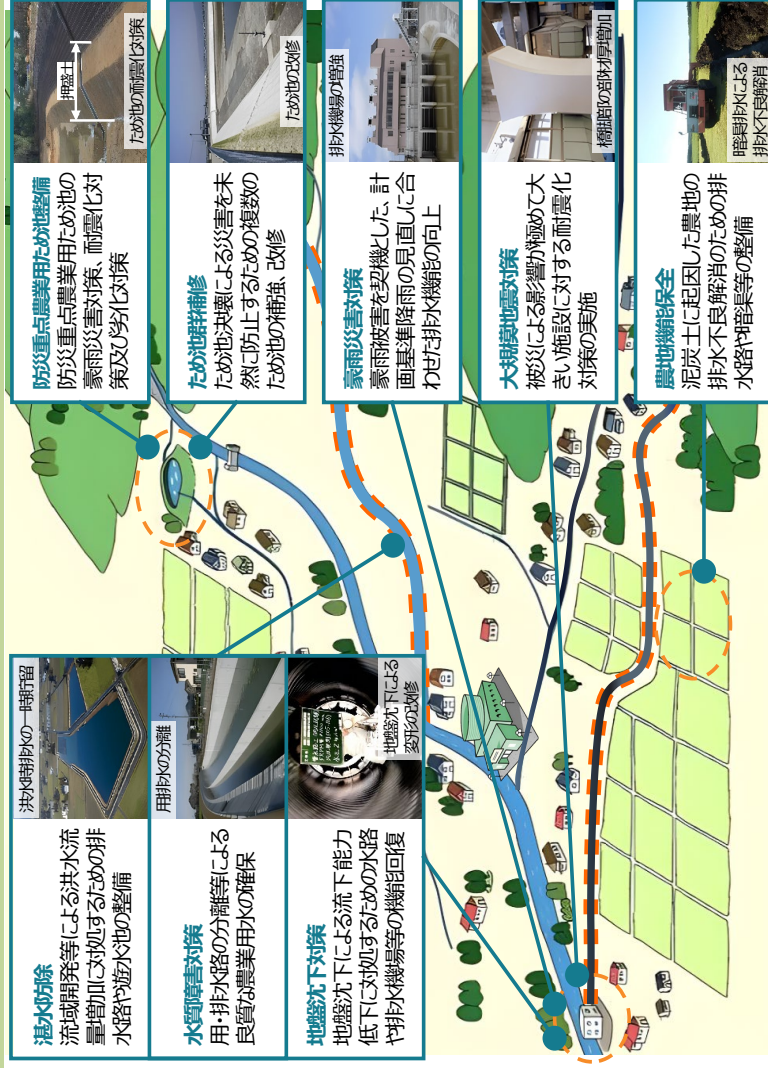
＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省2/3、北海道75%等）

（注）上記要求額のほか、事項要求

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 （03-3502-6430）

＜事業イメージ＞



防災情報ネットワーク事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 1,716百万円（前年度1,169百万円）

※この他にデジタル庁計上の非公共予算（令和9年度予算概算要求額1,792百万円の内数）がある

<対策のポイント>

迅速かつ的確な防災情報の収集、災害対応等を行うため、国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備等とため池防災支援システムの保守運用等を行うとともに、非常時対策として必要な災害応急用ポンプ等の整備を行います。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha）

<事業の内容>

1. 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備等
国営造成土地改良施設の観測情報、気象情報等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な防災情報ネットワーク設備の整備、保守運用等を行います。

2. ため池防災支援システムの保守運用等

国、県、市町村、ため池管理者等の関係者が、災害時にため池の被災情報を迅速に共有し、国による的確な支援や緊急時の効率的な点検の実施等に必要な、ため池防災支援システムの保守運用等を行います。

3. 非常時対策

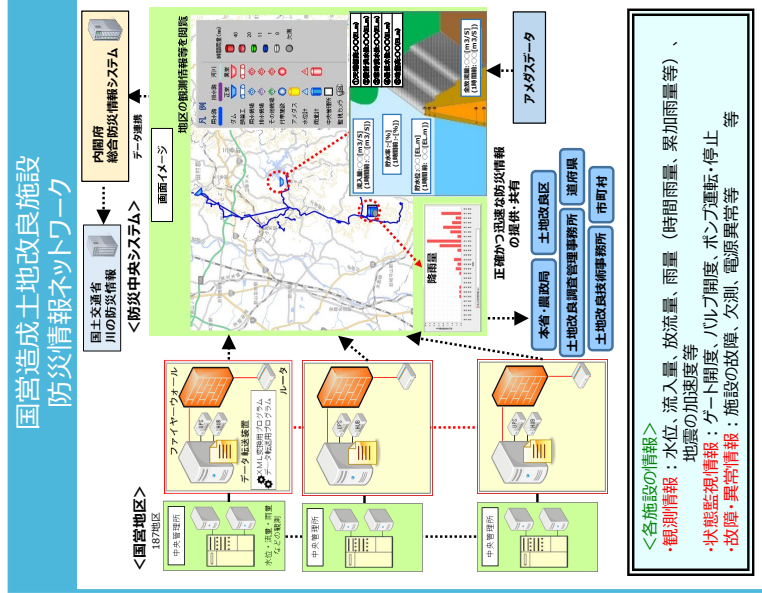
国が策定した非常時対応のための行動計画に基づく災害応急用ポンプ等の運搬、運転、点検、整備、保守を実施します。

<事業実施主体>

国（国費率：10/10）

【お問い合わせ先】（1, 2の事業）農村振興局防災課（03-6744-2210）
（3の事業）設計課（03-3502-6094）

<事業イメージ>



ため池防災支援システム

情報の収集・管理
・ため池情報の収集・管理
ため池データベース
・他機関からの情報の活用
豪雨・地震情報
道路、土砂災害などの情報

災害発生時
・緊急点検ため池の抽出
市町村等に緊急点検を依頼
・ため池の被害情報の収集
緊急点検結果の共有

情報提供・災害対応
・自治体、他機関への情報提供
避難指示、支援対策の実施
・被災ため池の応急対策
応急対策状況の共有

非常時対策

○災害応急用ポンプ等の例



直轄地すべり対策事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 2,650百万円（前年度 500百万円）

<対策のポイント>

農地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の地すべり防止工事を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha【令和11年度まで】）

<事業の内容>

地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の**地すべり防止工事を実施**します。

【実施要件】

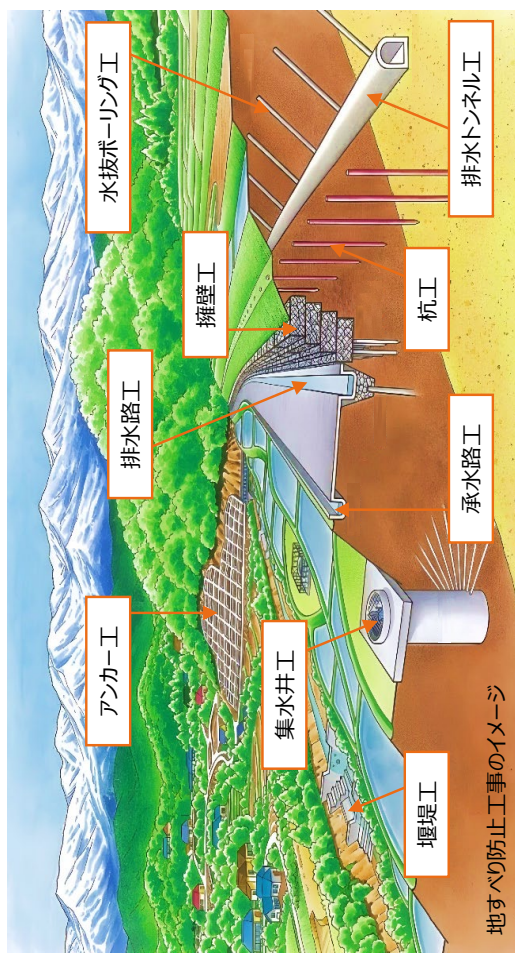
- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術を必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がずべる現象のこと。

<事業実施主体>

国（国費率：溪流工事2/3、その他工事1/2）

<事業イメージ>



(注) 上記要求額のほか、事項要求

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 （03-3502-6430）

水資源開発事業 <公共>

令和9年度予算概算要求額 10,469百万円（前年度 8,619百万円）

<対策のポイント>

利根川・荒川等の水資源開発水系において、農業用水の確保・安定供給を図るため、農業水利施設の整備・管理を支援します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

農業用水の安定的な供給のため、水資源開発水系において、水資源開発基本計画に基づく以下の事業を実施します。

1. 水資源機構かんがい排水事業

水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築を行います。また、不測の事態に対する施設の機能保全対策、改築と一体的に実施する耐震対策、治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行います。

2. 農地防災事業

自然的・社会的状況の変化に対し災害の未然防止等を図るため、水資源の開発又は利用のための施設の耐震化、地盤沈下等への対策を行います。

3. 水資源機構かんがい排水事業造成施設管理

水資源機構が造成した施設等のうち、基幹的施設の運転操作、施設の機能診断等、施設の適正な管理を行います。

4. 事業計画等検討調査

事業計画等の検討調査、権利設定等事業及び技術高度化事業を実施します。

<事業の流れ>

2/3等

国

独立行政法人
水資源機構

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

○施設の改築



管路における漏水事故 PC管の劣化



管水路の改築（イメージ）

○施設の適正な管理



監視・操作



管水路の機能診断

(注) 上記要求額のほか、事項要求

【お問い合わせ先】

農村振興局水資源課

(03-3501-5604)

農業競争力強化基盤整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 96,273百万円（前年度 62,469百万円）

＜対策のポイント＞

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進します。

＜政策目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、園芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合（8割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の全体像＞

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。

3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、管路化・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

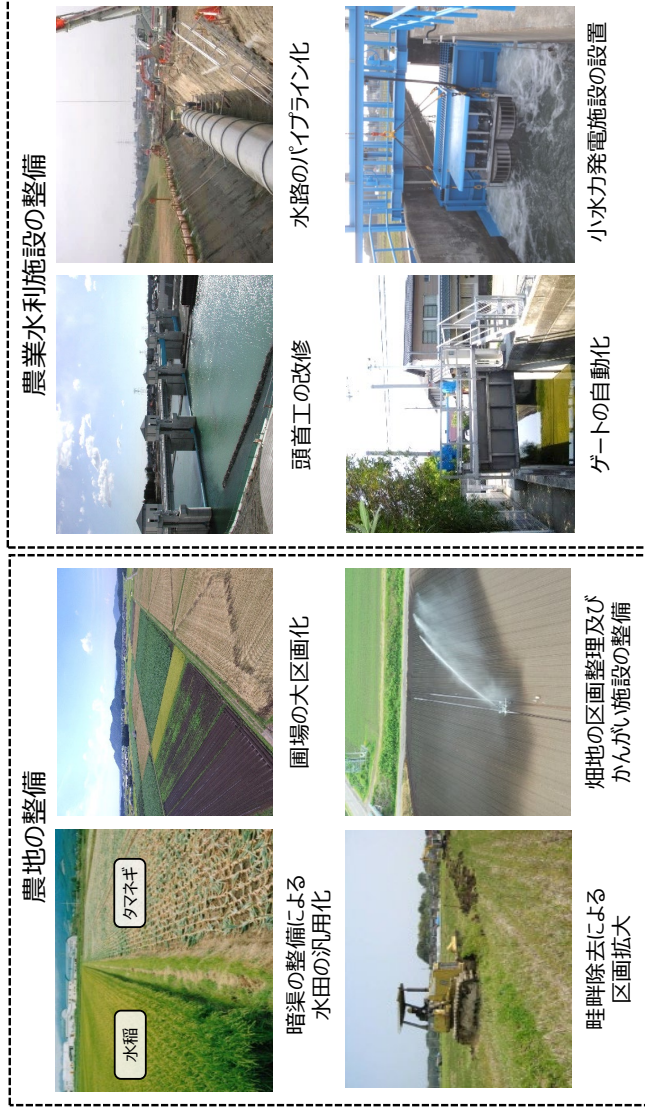
畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

＜事業の流れ＞



（注）上記要求額のほか、事項要求

農業競争力強化を図るための基盤整備



【お問い合わせ先】

（1、2の事業）

農村振興局農地資源課

（03-6744-2208）

（3、4の事業）

水資源課

（03-3502-6246）

農業競争力強化基盤整備事業のうち
農業競争力強化農地整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額
96,273百万円（前年度 62,469百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、園芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合（8割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

3. 草地畜産基盤整備事業

草地に立脚した畜産経営の展開に必要となる草地の基盤整備等を実施

4. 農業基盤整備促進事業

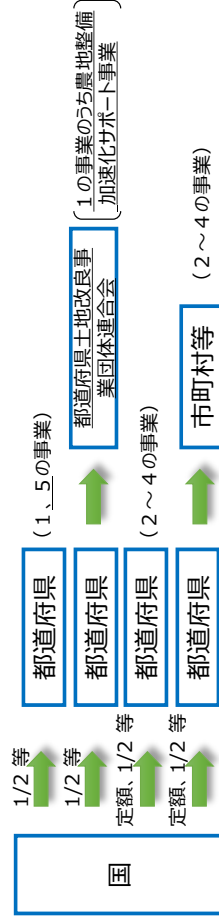
畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

5. 大規模農地整備事業

多様な米の生産を一定規模以上で行う農地を対象に基盤整備等を実施

＜事業の流れ＞

※下線部は拡充内容



【お問い合わせ先】

(1、2、4、5の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
(3の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-2399)

(注) 上記要求額のほか、事項要求

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

農地整備事業①

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、高収益作物への転換等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良※、農業用排水施設整備、情報通信環境整備 等
※ バイオ炭を使用することが可能

附帯事業：農地集積促進事業、農業構造転換特別対策事業 等 【限度額：事業費の12.5%】

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フラッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区は最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フラッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区、大区画化や水路の管路化等の保全管理の省力化整備計画を策定する地区においては、ハード事業の採択までに地域計画のブラッシュアップが行われる場合に限り、定額助成（令和11年度採択分まで（水田農業高収益化地区は令和8年度採択分まで、省力化整備地区は令和12年度採択分まで））

※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能
※ 荒廃ハウス等の支障物の撤去等に要する経費を支援可能

※ 下線部は拡充内容

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地整備加速化サポート事業

農地整備事業の計画、施工に係る積算・発注・監督業務等に係る経費を支援。

※ 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業の農地整備事業を実施中であること、又は実施計画等策定事業の実施が見込まれること。

農地集積促進事業（促進費）

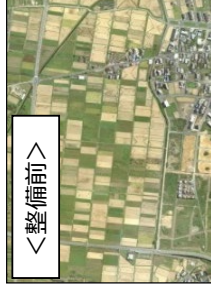
事業実施後の農地の集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%～12.5%を交付

集積率	助成割合	集約化加算
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）

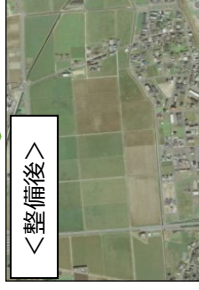
※ 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区

※ 集約化加算：担い手に集積する農地の80%以上を集約化（面的集積）する場合

※ 国費負担割合は50%等



<整備前>



<整備後>

大区画化による
農作業効率の向上



水稲

タマネギ

暗渠排水整備による
水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上※） 等

※ 事業完了までに地域計画の目標地図がブラッシュアップされ、かつ、農地の集積・集約化率がいずれも80%以上となる場合、5ha以上

補助率：50% 等

- 農業者が減少する中、生産性の向上を図るため、1ha以上を含む大区画農地の整備を加速化することが必要。
- そのため、農業構造転換集中対策期間（令和7年度～11年度）において、農地の大区画化等を促進し、より一層の集積・集約化を推進し、生産コストの低減を実現する。

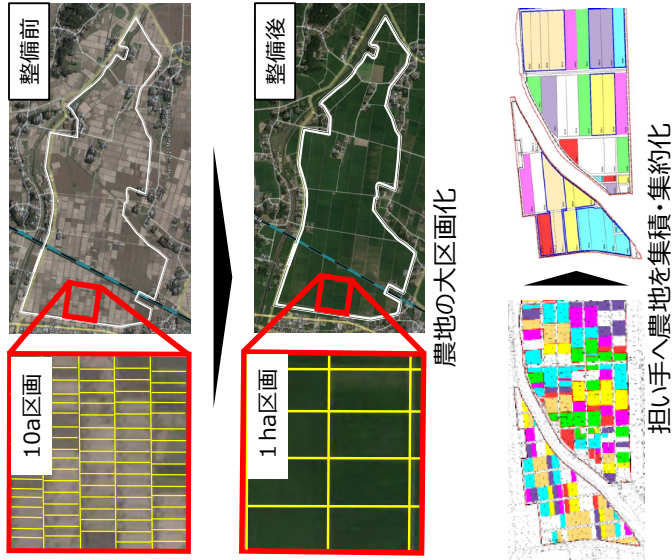
1. 事業内容等

農地の大区画化の割合、集積・集約化率等に応じて国費により農家負担を軽減

国費	定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）
要件	平地地 (傾斜1/100未満)	✓ 対象面積の1/2以上で1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上	✓ 対象面積の2/3以上で1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定
	平地地以外 (傾斜1/100以上)	✓ 対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上	✓ 対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定

【留意点】

- ※ 1 傾斜1/100以上の地区でも平坦地の要件を選択可能。
- ※ 2 採択期間は令和11年度末まで。
- ※ 3 6.25%又は9.4%の対策費を活用する場合で、残りの農家負担を都道府県・市町村が負担する場合には、当該負担分は地方財政措置の対象。
- ※ 4 実施中地区における促進費から対策費への移行は可能。同一工事における促進費と対策費の併用は不可。
- ※ 5 農地中間管理権等の設定とは、農地バンクが、農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は農業経営若しくは農作業の委託を受けていることを指す。
- ※ 6 適用する区分の対策費の要件を、事業実施によって満たすことが必要。
- ※ 7 6.25%又は9.4%の対策費は基盤整備事業費と同時に、12.5%の対策費は農地中間管理権等の設定の確認後に、交付。



2. 実施主体

都道府県

農地整備事業 ③ ～大規模農地整備事業及び集積・集約化支援事業～

- 農業者が減少する中、生産性の向上を図り、多様なニーズ・用途の米を、将来にわたり安定的に供給するための産地形成を目指していくことが重要。
- このため、大規模面積で、多様な米生産の拡大に取り組む地区を対象に、農地整備の加速化を推進していく。

1. 事業内容等

① 大規模農地整備事業（補助率55%）

工 種：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備、情報通信環境整備 等

② 集積・集約化支援事業（定額：事業費の6.25%等相当）

農地の集積率、集約化率の要件を満たすことが見込まれる場合に定額補助を行う

2. 実施要件

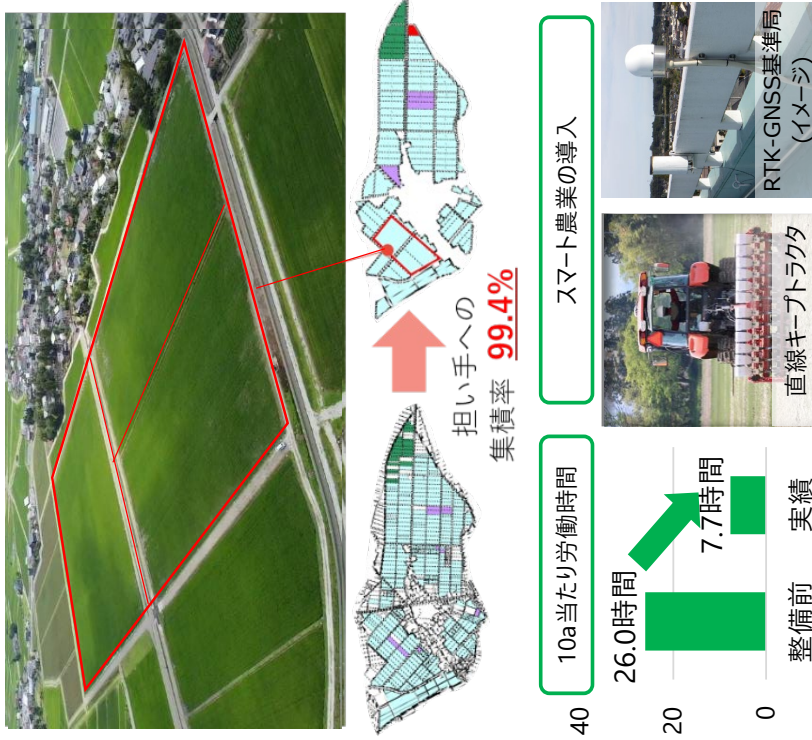
① 大規模農地整備事業、実施計画等策定事業

面積規模	区画整理に係る受益面積100ha以上 ※事業実施主体となる都道府県が、区画整理の整備量の面積目標として、全体で2倍、1ha以上4倍を上回る目標を立てること
収益性	いずれか一つを満たすこと ・米の生産コストが9,500円/60kgを下回ること ・米の作付けが行われる場合は、地区全体の面積の1/2以上が1ha区画以上となること ・多様な米の生産を拡大すること

② 集積・集約化支援事業

農地の集積率85%、集約化率80%以上、①の事業着手時点で要件の達成が見込まれること

【大規模農地を対象とした基盤整備】



3. 実施主体

都道府県

草地畜産基盤整備事業

- 草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**。
- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**傾斜の緩和や排水不良の草地整備**を実施。

1. 事業内容

①土地利用型畜産体系の確立を図る草地の整備(草地整備型)

- ・道営草地整備事業
事業実施主体：北海道
採択要件：受益面積500ha以上 等
- ・公共牧場整備事業
事業実施主体：都道府県
採択要件：受益面積60ha以上 等

②草地の担い手への土地利用集積や担い手を主体とした再編整備(畜産担い手総合整備型)

- 事業実施主体：都道府県、事業指定法人
- ・飼料基盤集積整備事業
採択要件：受益面積200ha以上 等
- ・再編整備事業
採択要件：受益面積30ha以上 等

③地域の実情に応じた草地の整備(草地整備利用促進事業)

- 事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会
- 採 択 要 件：事業費200万円以上、受益面積7ha以上、受益者2者以上 等

2. 主な工種

草地の区画整理、起伏・勾配修正、暗渠排水 等

飼料生産の基盤整備



悪害による
生育不良



暗渠排水



整備後

収量の向上



急傾斜地



起伏・勾配修正



整備後

大型機械による
効率的な収獲作業

補助率：50% 等

- 農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高附加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されているほ場での簡易な整備については、**農業者の自力施工**を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構**とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、**地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備**を推進。

1. 事業内容

① きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
- ※土層改良にバイオ炭を使用することが可能
- ・調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等
- ・補助率：50% 等

③ 水田貯留機能向上支援（定額助成）

- ・水田雨水貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

- 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

② 自力施工を活用した簡易な整備（定額助成）

主な事業種類	条件	助成単価 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	27万5千円/10a (46万5千円/10a)	() は水路変更（管 水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	7万円/10a (25万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	4万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	22万5千円/10a	助成単価の加算 ○ 地下かんがい導入 + 4万円/10a ○ 実施設計(外注) + 2万円/10a
	トレンチャ	18万円/10a	
湧水処理	表土扱い有	24万円/100m	
末端 畑かん施設		21万5千円/10a (35万円/10a)	() は樹園地の場合
	客土	27万5千円/10a	
	除礫	25万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

加算措置：担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価の2割を加算

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸付けが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあることから、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担により行う基盤整備を支援します。**

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業 ※下線部は拡充内容

一般型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用排水施設、情報通信環境整備等
省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

2. 実施計画等策定事業 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】

＜共通＞

農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと

- ①機構が農地中間管理権を有する農地
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
- ③機構が所有する農地

受益面積：10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

＜一般型＞

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等

※生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,500円/60kg以下、地区全体の面積の1/2以上が1ha以上の区画であること、多様な米の生産の拡大、高収益作物の生産額がおおむね10%以上増加等、麦・大豆等へ3割転換等のいずれかを満たすこと

＜省力化整備型＞

対象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集団化等：未集団化又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化

保全管理コスト：20%以上削減

（注）上記要求額のほか、事項要求

＜事業の流れ＞

注：ハード整備事業の場合

1/2等

国

都道府県

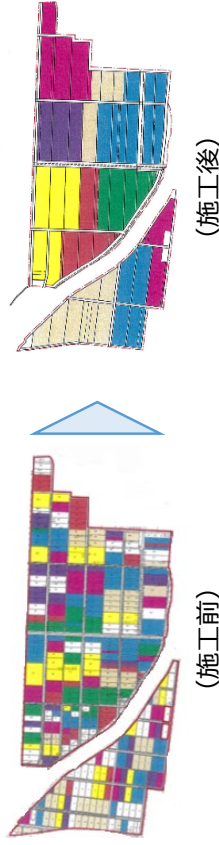
都道府県



市町村

＜事業イメージ＞

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能）



＜農地面積・集団化の考え方＞

事業実施範囲（農地の合計面積）

平場（原宮）：10ha以上
市町村営・中山間等：5ha以上

各団地の規模要件

平場：1ha以上
中山間等：0.5ha以上

担い手への集団化率： $\frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$

a～d：事業対象農地を構成する団地の面積

p～s：担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
（上図 着色部）

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 96,273百万円（前年度 62,469百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、管路化・ICT活用等により水利利用の効率化、水管理の省力化を推進します。

＜事業目標＞

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割【令和11年度まで】）
- 更新事業の着手地区において施設の集約・再編、ICT導入等により維持管理費を削減する地区の割合（10割【令和11年度まで】）

＜事業の内容＞

- 1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備**
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
- 2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編**
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
- 3. 流域治水対策の推進**
流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の整備（治水協定ダム、頭首工、排水施設、水位計等の水管理システム※、田んぼダム地区の用排水施設の整備等）を実施します。
※河川管理者への情報提供機器の整備を定額支援（令和12年度まで）
- 4. 脱炭素化の推進**
小水力発電施設の導入やポンプ設備の省エネ化等を加速して脱炭素化を推進します。
【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費を交付（令和11年度まで）
- 5. 農地の集積・集約等を促進するための水利システムの確立**
①担い手への農地集積を促進するための農業水利施設の整備、農地の大区画化等を実施します。
②作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
③転作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。
【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、農業構造転換特別対策費を交付
- 6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備**
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。
- 7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等**
水利利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定（施設計画策定のうち、重要地区・施設に係る定額支援は令和11年度まで）、道路下にある口径800mm以上のパイプラインの緊急調査（事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定）（令和12年度まで）を実施します。



(注) 上記要求額のほか、事項要求

【実施要件】
受益面積200ha以上 等

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業競争力強化基盤整備事業のうち 畑地帯総合整備事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 96,273百万円（前年度 62,469百万円）の内数

<対策のポイント>

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備

畑作地帯における畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等による総合的な基盤整備を実施

〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費を交付 等

【実施要件】受益面積20ha（畑地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
（樹園地については受益面積 5ha以上※（0.5ha以上の団地の合計）） 等

※ 優良品種・品目の導入に取り組む場合

2. 水田地帯における畑作物・園芸作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化のための整備

パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畑地化等の基盤整備を実施

【附帯事業】

園芸作物等を一定割合以上作付けする場合に、推進費を交付

【実施要件】

事業実施区域の5割以上で園芸作物、10割で畑作物を作付けする場合は5ha以上 等

3. 実施計画策定事業

事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等（施設計画策定のうち、重要地区・施設に係る定額支援は令和11年度まで）

<事業の流れ>



（注）上記要求額のほか、事項要求

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

<事業イメージ>



農村地域防災減災事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 41,251百万円（前年度 34,376百万円）

＜対策のポイント＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

＜政策目標＞

- 防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化
- 防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- ・ 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

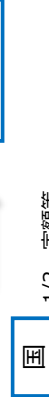
- ・ 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等

（浸水被害総合対策事業において、農業用排水施設整備と併せて行う水田の貯留機能向上（田んぼダム）に係る取組を事業内容に追加）

※下線部は拡充内容

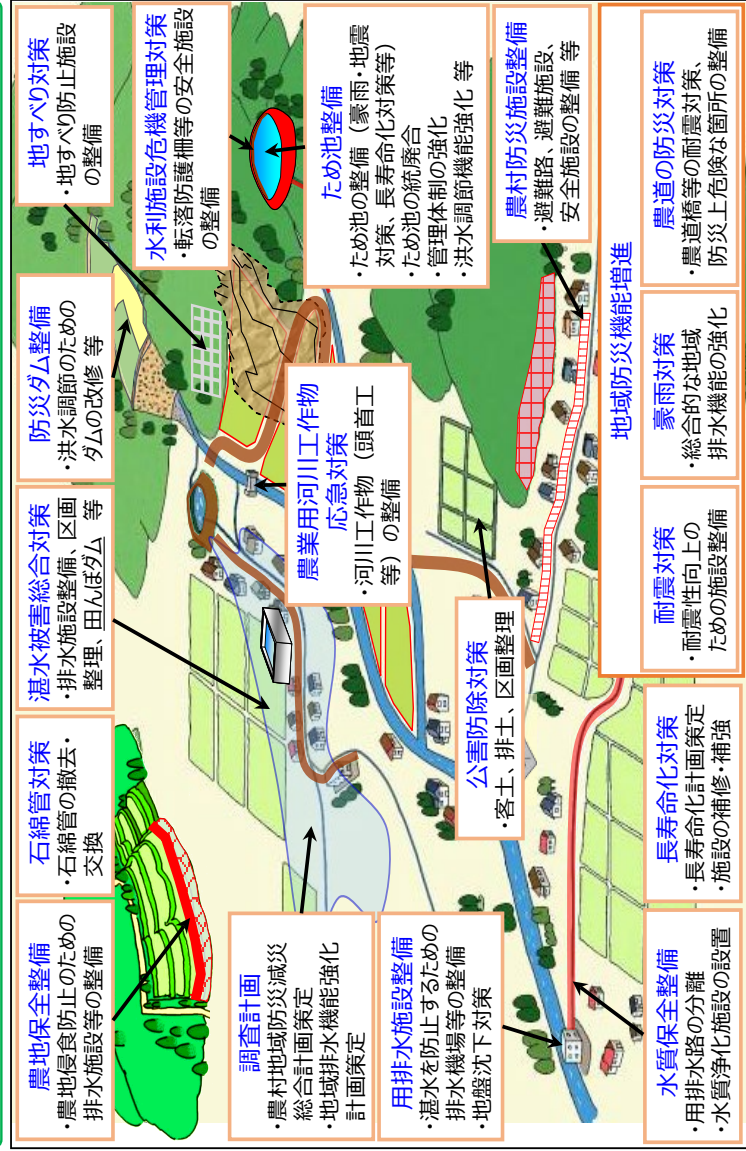
＜事業の流れ＞

1/2、定額等



＜事業イメージ＞

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



（注）上記要求額のほか、事項要求

〔お問い合わせ先〕 農村振興局防災課（03-6744-2210）

防災重点農業用ため池緊急整備事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 41,251百万円（前年度 34,376百万円）の内数

<対策のポイント>

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

<政策目標>

防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

防災重点農業用ため池を対象として、ため池工事特措法の有効期間（令和13年3月まで）における以下の対策を支援します。

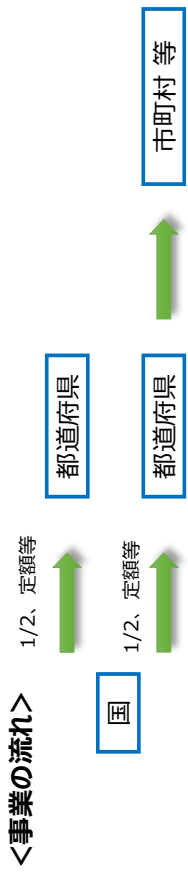
- 1. ハード対策（補助率：1/2等）
 - ① ため池の改修、附帯施設の整備等（総事業費4千万円以上）
 - ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」については補助率55%で支援

〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

- ③ ①と併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等）

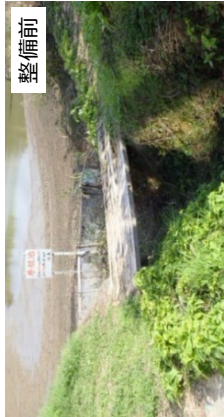
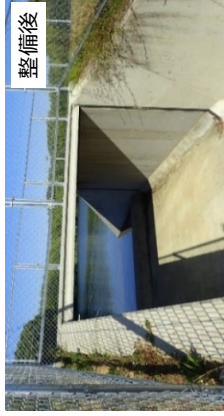
2. ソフト対策（定額）

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等



(注) 上記要求額のほか、事項要求

<事業イメージ>

 整備前	 整備後
堤体の補強及び法面保護による浸食防止	
 整備前	 整備後
ため池の洪水吐きの改修（洪水流下能力の増加）	
 劣化状況評価	 地震耐性評価
ため池からの漏水量計測	
 豪雨耐性評価	 洪水吐きの構造を調査

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

中山間地域農業農村総合整備事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 5,227百万円（前年度 4,356百万円）

<対策のポイント>

中山間地域の特徴を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合（10割【令和11年度まで】）

<事業の内容>

1. 農業生産基盤整備

- ・ 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・ 国土保全のための農用地保全施設
- ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

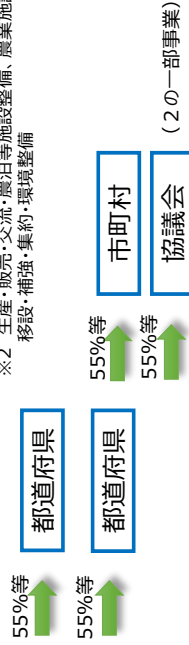
2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

- ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・ 高収益作物の導入に必要な農業施設
- ・ 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源活用推進施設 等

【実施要件】

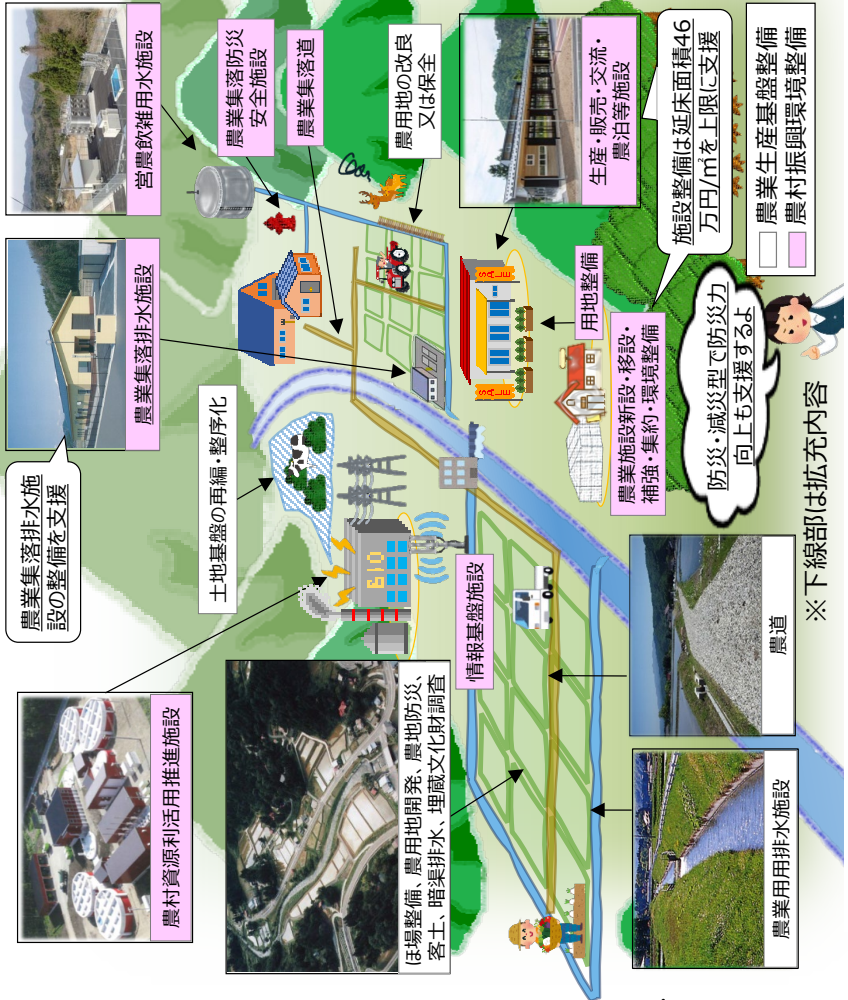
- ・ 農産物の高付加価値等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- ・ 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- ・ 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上）
- ・ 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

<事業の流れ>



※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

<事業イメージ>



（注）上記要求額のほか、事項要求

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

中山間地域農業農村総合整備事業（拡充）

～「防災・減災型」を創設（拡充）、活性化施設等整備の平米あたり整備費上限の改定（拡充）、農業集落排水施設整備事業の追加～

<拡充①「防災・減災型」を創設>

- 農村における防災・減災対策を推進する観点から、中山間地域において、地域の防災力を向上させる整備を実施した場合に活用できる、「防災・減災型」を創設し、中山間地域における地域の防災力向上を推進。

【要件】

- ・ 「田んぼダム」に取り組むこと、又はため池等の貯留施設を整備すること。
- ・ 流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系等に指定もしくは指定される見込みの地域であること。
- ・ 地域防災計画等において、当該施設に関する位置づけがあること。

以上の要件を満たす場合に、

- ・ 面積要件 5ha以上
- ・ 防災ガイドラインの適用を要望

ため池の改修



改修前

改修後（洪水流下能力の向上）

<拡充③ 農業集落排水施設整備事業の追加>

- 水源条件が脆弱な中山間地域等における農業用水の補完や、発生する汚泥をたい肥化して農地還元を図るため、農業集落排水施設整備事業を追加し、農村生活環境の改善に加え、農業生産の維持及び資源循環を推進。

【要件】

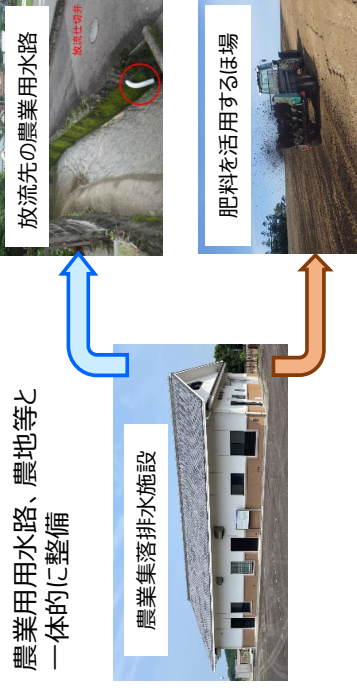
- ・ 農業用排水施設、農地等の整備と農業集落排水施設の整備を一体的に実施。

<拡充② 活性化施設等整備の平米あたり整備費上限の改定>

- 近年の資材価格の高騰の影響等に対応し、施設整備をこれまでと同様に支援するため、活性化施設等整備に係る上限単価の制限を延べ床面積 1㎡あたり「29万円以内」から「46万円以内」に改定。



活性化施設



農業用水路、農地等
一体的に整備

農業集落排水施設

放流先の農業用水路

肥料を活用するほ場

農村整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 8,903百万円（前年度 7,419百万円）

＜対策のポイント＞

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手（10割〔令和11年度まで〕）
- 個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手（10割〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. **農業集落排水施設整備事業**
農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。
〔施設の①再編・集約化及び②耐震対策の市町村負担を軽減〕
・小規模な集落排水システムへの変更時における末端戸数の要件緩和

2. **農道・集落道整備事業**
農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. **営農飲雑用水施設整備事業**
営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. **地域資源利活用施設整備事業**
農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. **集落防災安全施設整備事業**
災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

＜事業の流れ＞



(注) 上記要求額のほか、事項要求

＜事業イメージ＞

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ

農業集落排水施設
農道・集落道
営農飲雑用水施設
地域資源利活用施設（太陽光発電施設）
集落防災安全施設（土砂崩壊防止施設）

農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

停電対策
非常用電源の設置
浸水対策
止水壁の設置
接続管
新設
処理区A
処理区B
処理場の統合・更新
処理場を廃止
施設の再編・集約化により維持管理・更新コストを低減

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 7,698百万円 (前年度 6,702百万円)

<対策のポイント>

国営土地改良事業により造成された農業水利施設を効率的に活用し、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断を始めたところストックマネジメントの取組を推進します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合 (10割 [令和11年度まで])

<事業の内容>

- 機能保全計画策定事業**
国営造成施設の機能診断 (耐震診断を含む。) 、機能保全計画の策定を行い、**診断結果等に基づき施設管理者への指導・助言**を行います。
① 機能保全計画の策定等 ② 施設管理者に対する指導・助言
- 技術高度化事業**
機能の適切な保全に必要な技術を実地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図ります。
① 事故等の要因調査 ② 診断技術の適用と評価
③ 対策工法の適用と評価 ④ リスク評価の実証調査
- 権利設定等事業**
国営造成施設の**保全に係る権利**が取得されていない施設における当該**権利の取得**を行います。
① 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
② 区分地上権等の権利の取得等及び登記
- 管理水準向上事業**
施設管理者に対する技術的支援等を行い、**管理水準の向上**を図ります。
① 新技術習得のための専門家派遣、研修の実施
② 新技術の普及・啓発
③ 包括的民間委託の活用可能性に係る調査
- 高リスクパイプライン緊急調査事業**
道路下にある口径800mm以上のパイプラインの**緊急調査** (事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定) を実施します。

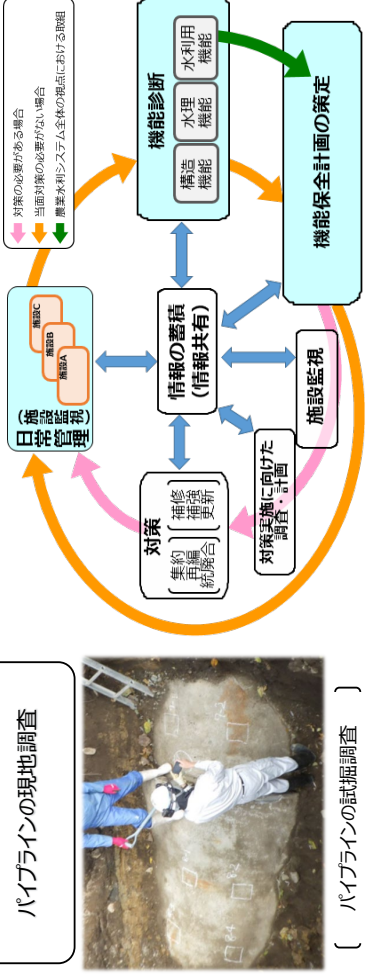
<事業実施主体>

国 (国費率: 10/10)

<事業イメージ>

機能診断 (耐震診断を含む) の実施や施設管理者への指導・助言	現地での実践を通じたストックマネジメント技術の高度化	権利の取得等のための調査及び測量
		
[水路の鉄筋探査状況]	[ポンプ設備を分解することなく、潤滑油採取による診断技術を確認]	[土地境界を確認するための調査]

<ストックマネジメントのサイクル>



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3591-7073)

土地改良施設突発事故復旧・防止事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 9,751百万円（前年度 5,335百万円）

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が増加していることから、突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合において、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に復旧・補修等**を行います。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1 突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する対策を迅速に実施します。

2 事故防止事業

土地改良施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施します。

【実施要件】

①直轄事業

ア 機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている国営造成土地改良施設

イ 末端支配面積：100ha以上 等

ウ 復旧事業費：2,000万円以上

②補助事業

ア 機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている土地改良施設

イ 末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上 等

（団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい

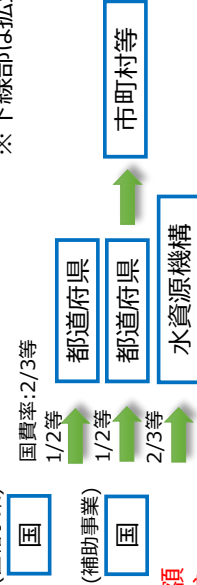
事故は末端支配面積によらず適用可能）

ウ 復旧事業費：200万円以上

エ 事業実施主体：都道府県、市町村、水資源機構 等

<事業の流れ>

※ 下線部は拡充内容



(注) 上記要求額
のほか、事項要求

<事業イメージ>

突発事故への迅速な対応



現地調査(突発事故の確認)



復旧工事

事故の兆候が認められた段階で対応



事故の兆候（しみ出し）



対策工事



被害を未然防止

基幹水利施設管理事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 5,493百万円（前年度 5,167百万円）

＜対策のポイント＞

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

- 1. 一般型**（国庫補助率：30%（流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設及び水土里ビジョンに基づき流域で連携管理する施設は1/3））
【対象施設】ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路
【実施要件】① 国により都道府県又は市町村へ管理委託されたものであること
 ② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上※1、畑を受益とするものにおいては300ha以上※2
 ③ 非農地率がおおむね10%以上（地盤沈下地帯においては、※1 500ha以上、※2 100ha以上）
 ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの又は、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設若しくは、水土里ビジョンに基づき流域で連携管理する施設
- 2. 特別型**（国庫補助率：1/3、平成7年度以前の採択地区は40%）
【対象施設】ダム、頭首工、排水機場、防潮水門
【実施要件】① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
 ② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上
 ③ 非農地率がおおむね20%以上
 ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

【一般型の申請手続】

水土里ビジョンを契機に施設管理者を土地改良区から市町村に移管する場合の事業申請手続を追加（計画概要書の代わりに水土里ビジョンと管理条例を添付）

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

〔対象施設〕



（ダム）



（頭首工）



（排水機場）



（排水樋門）

〔補助対象内容〕



（地区の用水管理）



（ゲートの操作）



（ポンプの運転）



（水路の塵芥除去）



（ポンプの点検整備）



（ゲートの塗装）

【お問い合わせ先】

農村振興局水資源課

（03-3591-7073）

水利施設管理強化事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 4,629百万円（前年度 3,956百万円）

＜対策のポイント＞

農業水利施設は、食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与していることから、自然的・社会的・経済的情勢の変化を踏まえて、施設管理者を支援し、施設機能の適切な発揮を図ります。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1 一般型＜国庫補助率：1/2＞

【対象施設】管理強化計画に基づき、土地改良区又は市町村が管理する国営・水資源機構造成施設、附帯県造成施設等

【対象経費】① 多面的機能発揮に対応した費用（維持管理費の0.6/1.6等）
② 施設の整備補修に要する費用

2 連携管理保全型＜国庫補助率：①1/4、②1/2＞

【対象施設】水土里ビジョンに位置付ける国営・水資源機構造成施設、附帯県造成施設等

【対象経費】① 施設の維持管理費、② 施設の整備補修に要する費用

3 特別型（1及び2の対象外の施設）＜国庫補助率：①～③1/2、④1/4＞

① 流域治水対策

【対象施設】洪水調節機能強化に取り組み農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設

【対象経費】治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視、農業水利施設による地域排水等の流域治水の取組に要する費用

② 渇水・高温対策

【対象施設】渇水・高温対策に取り組み農業水利施設

【対象経費】渇水対策BCPの策定、ポンプの調達、設置、運転等に要する費用

③ 特定外来生物対策

【対象施設】1及び2の対象施設と同一水系の農業水利施設

【対象経費】施設被害を予防するための資機材の調達、設置、運転等に要する費用

④ 流域連携対策

【対象施設】水土里ビジョンに基づき流域で連携管理する県造成施設等

【対象経費】施設の維持管理費

4 管理水準向上型（1、2及び3の施設）＜国庫補助率：1/2＞

管理水準向上のための技術的支援等に要する費用を支援

＜事業の流れ＞



国



都道府県



市町村

※ 下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-6744-1363）

＜事業イメージ＞

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化

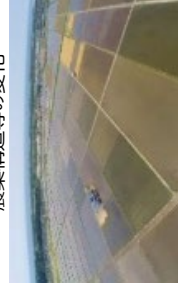
集中豪雨の増加



都市化・混住化



農業構造等の変化



市街地・集落の浸水



水路への廃棄物流入



営農の多様化による水需要の変化



施設管理者への支援

農業水利施設の機能の適切な発揮

農業用ため池の低水位管理



スクレーンの除塵作業



きめ細かな操作管理



＜対策のポイント＞

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

＜事業目標＞

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 整備補修事業

- ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修（原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修）
- ② 地域の農業水利施設等の保全に取り組むための水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修

2. 施設改善対策事業

水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修

3. 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備

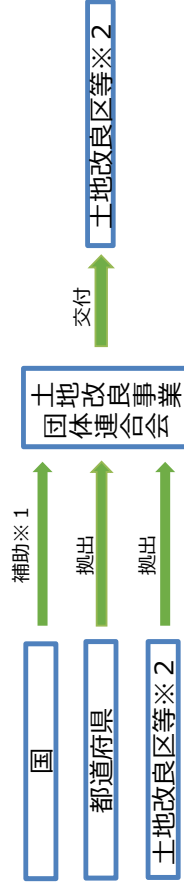
4. 緊急整備補修

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化事業

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

＜事業の流れ＞



※1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。
1の②及び5については、財政融資資金を活用して実施。

※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

＜事業イメージ＞

整備補修事業



整備補修事業（水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修）



防災減災機能等強化事業

防災・減災機能の強化



施設管理の省エネ化



施設管理の省力化



土地改良区機能強化支援事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 1,788百万円（前年度 1,066百万円）

＜対策のポイント＞

土地改良法の改正を踏まえ、地域の農業生産基盤を保全する土地改良区の運営基盤の強化を支援します。

＜事業目標＞

土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合（8割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 水土里ビジョン策定推進対策

- ① 水土里ビジョンの策定 ② 策定・実行時におけるサポートチームの指導・助言

2. 統合整備強化対策

合併等に係る計画の策定や事務機器等の整備、水土里ビジョンによる連携強化を促す整備補修等

3. 体制強化モデル形成支援

経常賦課金の引上げに向けた取組（資格交替、准組合員制度の活用等）への支援

4. 施設管理、運営改善対策

- ① 土地改良施設の診断・管理指導 ② 土地改良区の経営診断・改善指導
③ 換地業務等の土地改良区への指導 ④ 所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度の活用

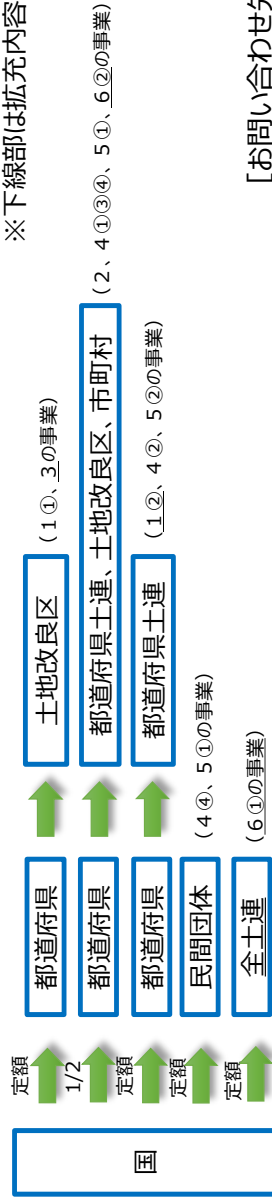
5. 研修・人材育成

- ① 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修 ② 施設管理の省エネ化に関する技術指導

6. 災害対応力強化対策

- ① 特定大規模災害等による被災土地改良区の業務書類・機器等の復旧支援や、全国での職員派遣調整
② 都道府県内における被災時の協力体制の構築、被害把握調査・応急対策への職員派遣等

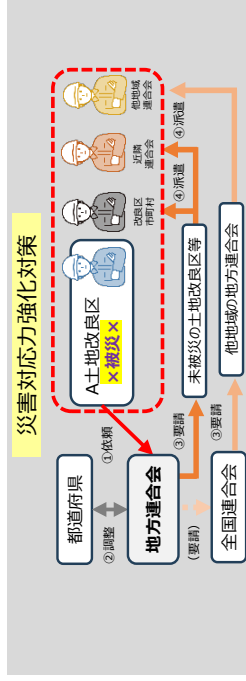
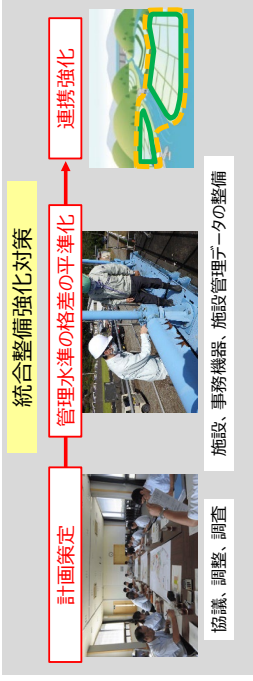
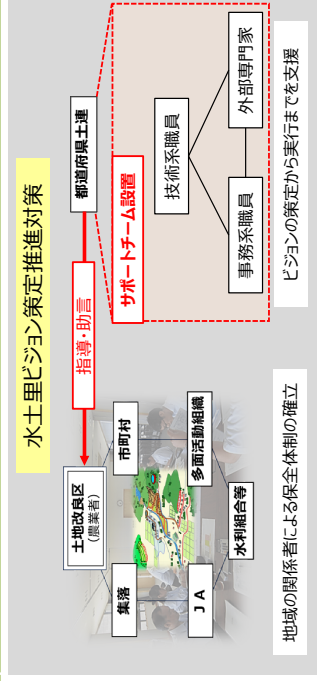
＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）

＜事業イメージ＞



農山漁村地域整備交付金＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 91,498百万円（前年度 76,249百万円）

＜対策のポイント＞

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進完了率（58%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。

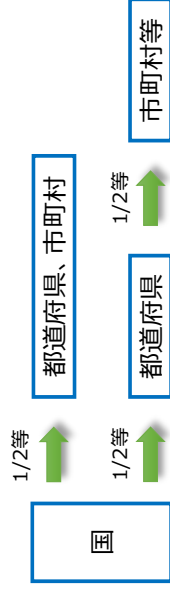
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



は場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐための海岸堤防の整備を推進



津波、高潮対策としての水門整備

（共通） 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】

- （農業農村分野） 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
- （森林分野） 林野庁計画課 (03-3501-3842)
- （水産分野） 水産庁計画・海業政策課 (03-6744-2387)

海岸保全施設整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 5,754百万円（前年度 4,426百万円）

＜対策のポイント＞

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

＜事業目標＞

気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備完了率（58%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 直轄海岸保全施設整備事業

工事規模が大きく、国土の保全上重要な海岸保全施設を対象に、海岸管理者に代わって国が新設、改良等に関する工事を施行します。

2. 海岸保全施設整備連携事業（補助事業）

大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業と連携して、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を計画的・集中的に実施します。

3. 津波対策緊急事業（補助事業）

津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、津波対策を計画的・集中的に実施します。

4. 海岸メンテナンス事業（補助事業）

予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策等を計画的・集中的に実施します。

5. 気候変動適応海岸保全施設整備事業（補助事業）

気候変動を踏まえた中長期的な施設整備計画の策定及び計画に基づく海岸保全施設の整備を通じ、海岸保全における気候変動適応を効率的・計画的に推進します。

＜事業の流れ＞

（直轄事業）

国費率：2/3

1/2等

地方公共団体

（注）上記要求額のほか、事項要求

※ 下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

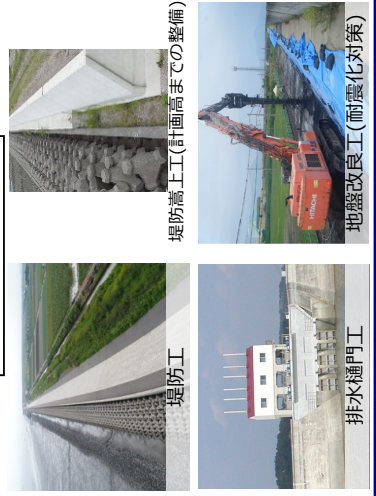
○海抜ゼロメートル地帯における津波・高潮対策
浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため、海岸堤防等の整備を推進しています。

被害の状況



代表的な整備

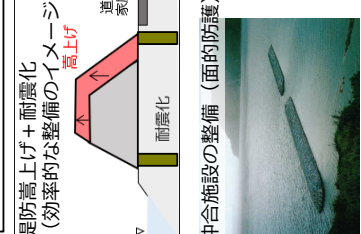
海岸保全施設の整備



海岸堤防等の老朽化対策



気候変動を踏まえた整備



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2199)

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 7,635百万円（前年度 7,635百万円）

＜対策のポイント＞

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

＜事業目標＞

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

＜事業の内容＞

1. 災害復旧事業 7,232百万円（前年度7,402百万円）

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を行います。また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業 403百万円（前年度233百万円）

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。
・災害復旧事業と災害関連事業や農業農村整備事業等を組み合わせる改良復旧を実施する場合、査定の簡素化を適用
・特殊地下環境対策事業の一部事業に係る採択期限を令和13年度まで延長

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

50/100
65/100等



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の向上げ制度あり。

＜事業イメージ＞

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧

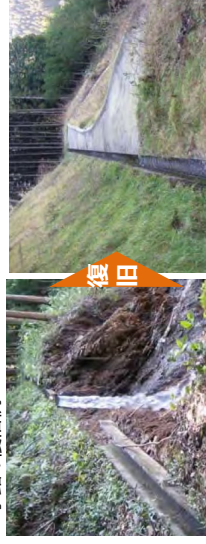
●農地法面の復旧例



●決壊したため池の復旧例



●水路の復旧例



2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設改築・補強等

●復旧と併せた区画整備例



●復旧と併せたため池改修（緊急放流工の設置）例



●農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例



被災農地等基盤整備推進事業

<対策のポイント>

被災農地の原形復旧（機能回復）と周辺農地を含めた区画拡大等（機能向上）を一体的にワンストップで実施する「被災農地等基盤整備推進事業」を創設します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上【令和11年度まで】）

<事業の内容>

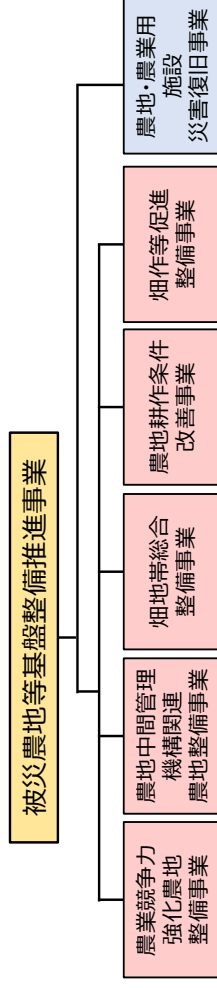
被災農地の原形復旧（機能回復）と周辺農地を含めた区画拡大等（機能向上）を一体的にワンストップで実施

- ・災害査定は、災害復旧事業における所定の手続に従って行う。
- ・全体事業費の国費には、査定により決定した災害復旧事業費の国費を含む。

【実施要件】

- ・以下に示す事業の要綱・要領で規定する補助対象、採択要件を準用（ア及びイ〜カのうち実施したい事業を組み合わせる）

- ア 農地農業用施設災害復旧事業
- イ 農業競争力強化農地整備事業
- ウ 農地中間管理機構関連農地整備事業
- エ 水利施設等保全高度化事業のうち畑地帯総合整備事業
- オ 農地耕作条件改善事業
- カ 畑作等促進整備事業



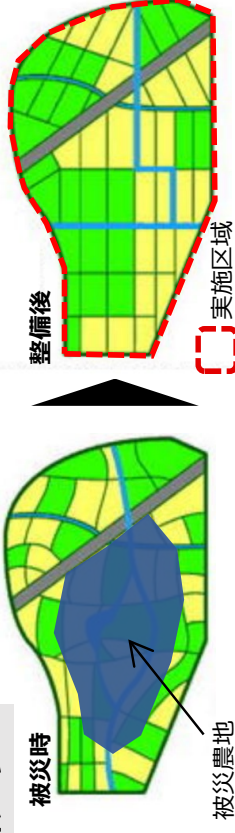
<事業の流れ>

【お問い合わせ先】

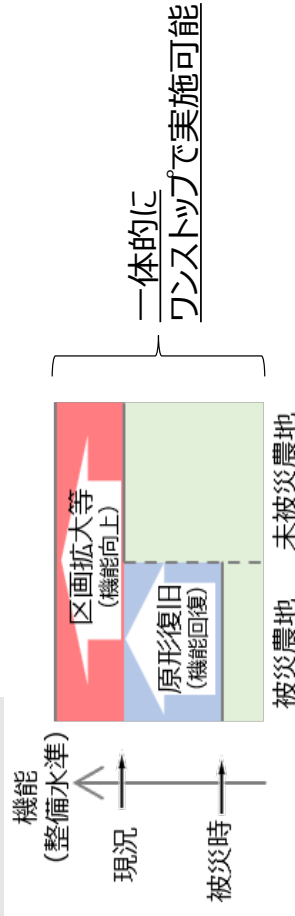
農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2211)

<事業イメージ>

事業イメージ



機能回復と機能向上

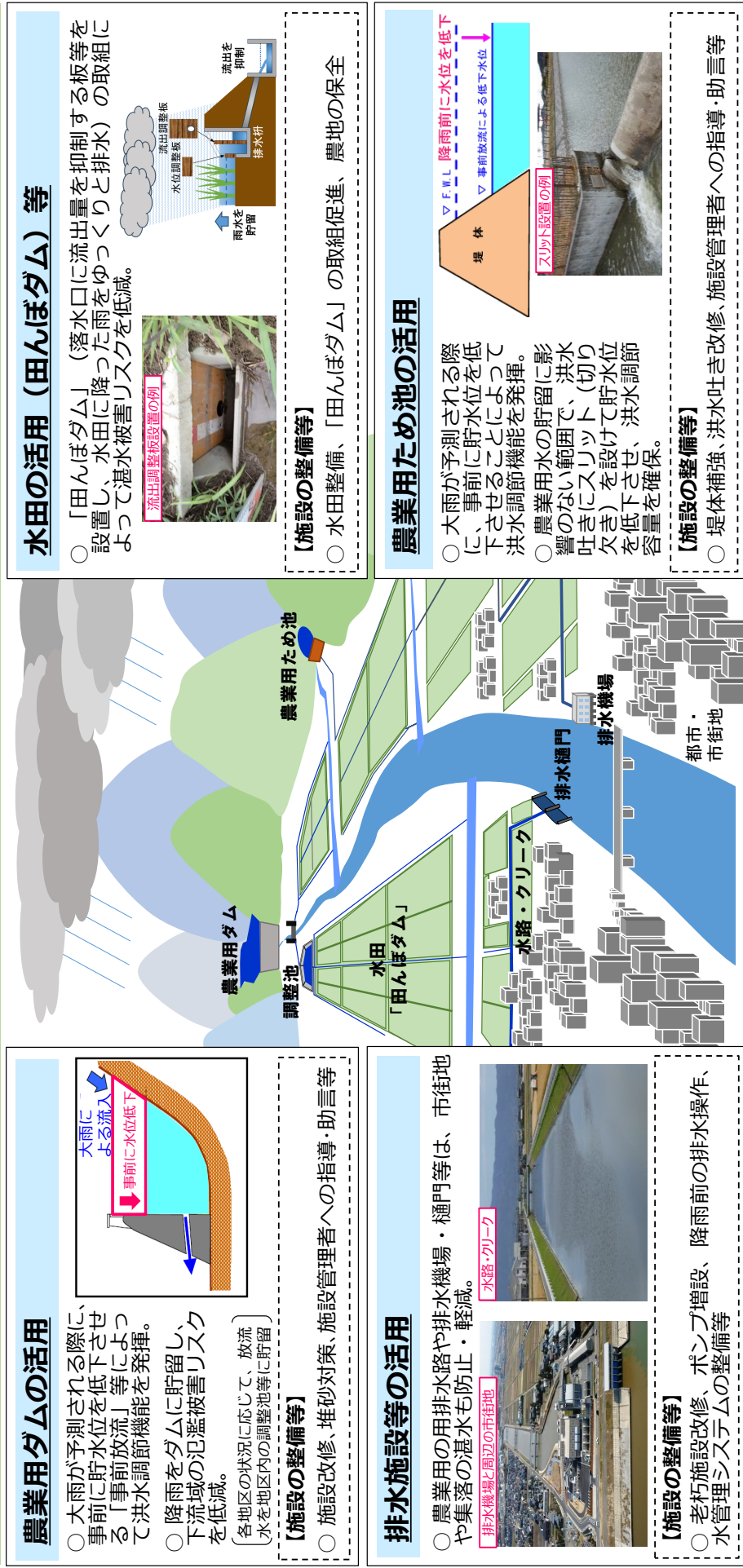


農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

＜対策のポイント＞

農地・農業水利施設の有する国土保全機能（雨水貯留機能及び洪水調節機能）を効果的・効率的に発揮・活用するため、水田の「田んぼダム」としての活用、農業用ダム、農業用ため池等の事前放流や低水位管理、排水施設等の整備・管理による「流域治水」の取組を推進します。

＜事業の全体像＞



「田んぼダム」の取組の推進

＜対策のポイント＞

水田の落水口に流出量を抑制する堰板等をとっつけ、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる「田んぼダム」の取組を推進します。

＜事業の内容＞

1. 畦畔補強や排水口の整備等に対する支援

「田んぼダム」の実施に向けた畦畔再構築や調整活動等を定額で支援します。

【主な助成単価】畦畔築立 16万円/100m、排水口整備 5万円/箇所

【対象事業】 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業、
農村地域防災減災事業
※下線部は拡充内容

2. 営農再開時の速やかな排水に向けた支援

「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。

【対象事業】 水利施設整備事業（流域治水対策型）

3. 「田んぼダム」の活動に対する支援

多面的機能支払交付金の資源向上支払（共同）において、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置や畦畔の嵩上げ、これらの維持管理等を支援します。

【交付単価】 都府県 2,400円/10a、北海道 1,920円/10a

【加算措置】 都府県 400円/10a、北海道 320円/10a

※「田んぼダム」の取組実施による加算。
※ 資源向上支払（共同）を5年以上実施した地区又は
資源向上支払（長寿命化）と合わせて取り組む地区は75%単価を適用。

【実施要件】

- ・ 「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること（1～3の支援）
- ・ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること（1、2の支援）
- ・ 流域治水プロジェクト等が策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するものであること（1、2の支援）
- ・ 資源向上支払（共同）を実施しており、同支払の交付を受ける田面積のうち5割以上で「田んぼダム」を実施していること（3の支援）

＜事業イメージ＞

「田んぼダム」未実施

「田んぼダム」実施

水田に降った雨を貯留し水田からの流出を抑制

流出調整板設置の例

畦畔が痩せ
容易に雨水が流出

排水路の整備

畦畔の再構築を支援

排水機場の整備

水利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援

堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留

【お問い合わせ先】

（1、3の事業） 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）
（2の事業） 水資源課（03-3502-6246）

農業構造転換集中対策

令和9年度予算概算要求額 49,408百万円（前年度 49,408百万円）

＜対策のポイント＞

新たな基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等や共同利用施設の再編集・合理化等、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進します。

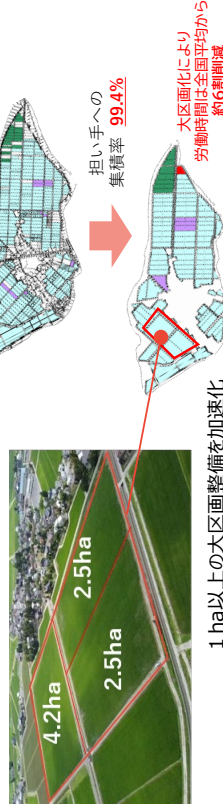
＜政策目標＞

農業の構造転換を通じた食料安全保障の確保

＜対策の全体像＞

農地の大区画化等

地域計画に基づく農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るため、**農地の大区画化**等を推進するとともに、**中山間地域**においてきめ細かな整備を実施

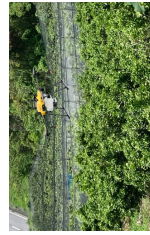


スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入

- ・スマート農業技術の開発、スタートアップ等への支援、生産性の技術的な向上を加速化する新品種の開発、これらに必要な農研機構の拠点施設整備等を実施
- ・担い手やサービス事業者等の生産性向上に資する農業機械の導入、農業高校・農業大学校や研修農場におけるスマート農業教育・研修環境の整備、畜産の持続性向上に必要な施設整備及び機械導入、飼料生産組織等の規模拡大・省力化機械の導入等への支援



自動操舵トラクター



ドローンによる農薬散布



搾乳ロボット

共同利用施設の再編集・合理化等

- ・老朽化が進んでいる共同利用施設及び卸売市場等について、生産性の向上、物流の効率化等を図るため、再編集・合理化等を支援
- ・食肉・食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設、乳製品加工基幹施設等において、流通の効率化等を図るため、再編集・合理化等を支援



施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成

輸出額5兆円目標（2030年）の達成に向け、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するため、徹底した低コスト生産の推進、製造施設等の整備、オールジャパンでのブランディング等の取組強化を推進



高付加価値商品の供給強化



機器導入を通じたコールドチェーンの確立



現地消費者向けのテスト販売

農地耕作条件改善事業

令和9年度予算概算要求額 28,483百万円（前年度 20,275百万円）

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上【令和11年度まで】）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6の対策を支援します（複数の対策を組み合わせることも可能）。

- 1. 農地集積促進**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
- 2. 高収益作物転換**
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
- 3. スマート農業導入**
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
- 4. 病害虫対策**
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
- 5. 水田貯留機能向上**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
- 6. 土地利用調整**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

【実施区域】農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



(注) 上記要求額のほか、事項要求

【お問い合わせ先】

農村振興局農地資源課

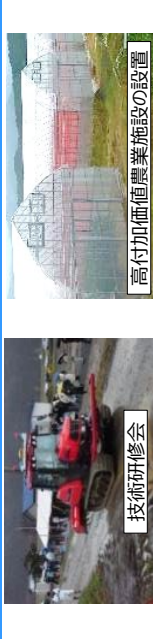
(03-6744-2208)

<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



農地耕作条件改善事業（1/2）

地域の多様なニーズに応じて、

以下の1～6の対策を支援

（複数の対策を組み合わせて実施することも可能）

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

① 農地集積促進

農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。

（ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道の更新整備（定額※1）、農業用排水施設、土層改良、区画整理、農作業道、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定額※2）等

（ソフト）集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※3（定額）、導入作物に応じた品質向上支援（定率）等

※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当、R8年度単価は、区画拡大（27万5千円/10a等）、暗渠排水（22万5千円/10a等）など

※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など ※3 単年度あたり300万円迄を支援

② 高収益作物転換

高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。

【実施要件】受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

（ハード）高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等

（ソフト）高収益作物への転換支援※4、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※5（定率）等

※4 高収益作物転換プラン作成支援、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等について、単年度あたり300～500万円迄を支援

※5 実証展示は場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース、高付加価値農業施設の設置 等

③ スマート農業導入

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。

（ハード）スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等

（ソフト）トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等

④ 病害虫対策

病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

（ハード）反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等

（ソフト）土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等

⑤ 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

（ハード）「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置（定額）等

（ソフト）※6「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等

※6 ソフト事業はハード実施区域に限らず、流域治水対策実施区域内での実施が可能

⑥ 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ゾーニングに必要な交換分合や整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち地域計画の策定区域等及びその周辺農地

（ハード）粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等

（ソフト）交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



畦畔除去



高付加価値農業施設の設置



GNSS基地局設置



客土・反転耕



排水柵と堰板の整備

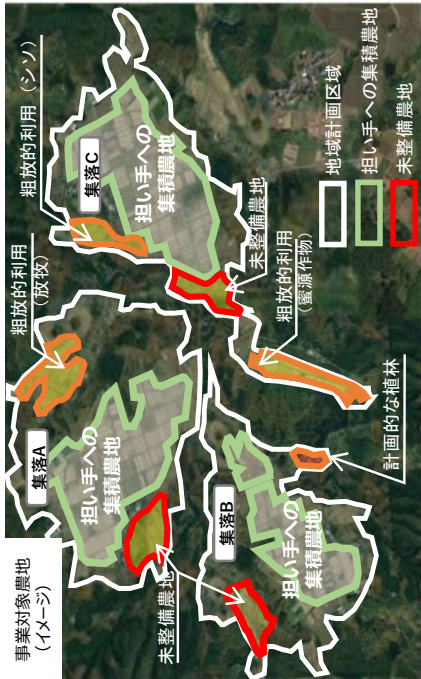


粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（2/2）

〔機構集積推進費〕

- 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たって農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。
- 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手があるなど農地を集積できる条件が整っていると考えられることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。



事業内容： 定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件： ・地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5 ha未満であること

・以下の①～③の期間の合計が15年以上の農地

- ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
- ③機構が農地を所有している期間

・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること

・本推進費と経営転換協力を重複して交付しないこと

・未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、

本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること

・主として水稻等の土地利用型作物を作付けしている地区は、事業実施後において、経営耕地面積が1 ha以上の経営体が大宗を占めること

〔高収益作物導入促進費〕

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、畑作物、なかでも、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。**
- 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、**ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）**することにより、高収益作物への転換を強力に推進。

高収益作物転換率に応じた助成	
高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

推進費・促進費を活用する場合のガイドライン

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

※標準的な負担割合
なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

大区画化等加速化支援事業

令和9年度予算概算要求額 6,658百万円（前年度 500百万円）

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 水田の基盤整備（約9万ha）うち、1ha以上の大区画化（約6万ha〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率（1.5倍以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備 ※下線部は拡充内容
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額・定率で支援します。
【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 18万円/10a 等
※担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。
1ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業
権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。
【定額上限】300万円/地区

3. 大区画化等推進協議会の事務費
大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。
【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】農地の区画拡大を実施すること

＜事業の流れ＞



※大区画化等推進協議会：各都道府県に1つ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

(注) 上記要求額のほか、事項要求

＜事業イメージ＞

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ること、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備により区画拡大



区画拡大イメージ

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

基盤整備の主な支援メニュー

主な事業種類	条件	助成単価【主なもの】			備考
		1. 通常	2. 集約化する場合	3. 大区画化する場合	
農用地の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	27万5千円/10a (46万5千円/10a)	33万円/10a (55万5千円/10a)	36万円/10a (61万円/10a)	() は水路変更 (管 水路化等) を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	7万円/10a (25万5千円/10a)	8万円/10a (30万5千円/10a)	9万円/10a (33万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	4万円/100m	4万5千円/100m	5万円/100m	
暗渠排水	バックホウ工法	22万5千円/10a	27万円/10a	29万5千円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 4万円/10a ○実施設計(外注) + 2万円/10a
	トレンチャ工法	18万円/10a	21万5千円/10a	23万5千円/10a	
湧水処理	表土扱い有	24万円/100m	28万5千円/100m	31万5千円/100m	
末端畑地 かんがい施設		21万5千円/10a (35万円/10a)	25万5千円/10a (42万円/10a)	28万円/10a (46万円/10a)	() は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	27万5千円/10a	33万円/10a	36万円/10a	
除礫	深度30cm以上	25万円/10a	30万円/10a	33万円/10a	

区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後



農業水路等長寿命化・防災減災事業

令和9年度予算概算要求額 42,952百万円（前年度 27,200百万円）

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）
- 防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合（9割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、管路化、水管理のICT活用等による水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスベア資材の確保、農道施設の整備を支援します。
 - ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。
- ※ 長寿命化対策において、農地集積・集約化への取組割合等に応じて促進費を交付します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための監視機器の設置、農業水利施設の撤去、転落防止対策及び盗難対策、ため池の廃止、濁水対策のポンプ設置、農道施設等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、包括的管理のモデル的取組、ため池サポートセンターが行う管理者への指導・助言等の活動を支援します。（ため池サポートセンターへの支援について、助成額の上限を引上げ。【定額】1,000万円→1,200万円【定率】4,000万円→4,800万円）

4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

【実施区域】 農振農用地区域、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、

工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞

(注) 上記要求額のほか、事項要求

国

都道府県

都道府県

市町村等

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課

防災課

設計課

地域整備課

(03-3502-6246)

(03-6744-2210)

(03-6744-2201)

(03-6744-2200)

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備

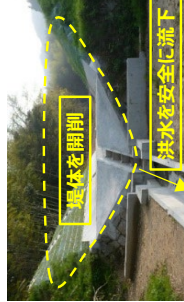
機動的な防災減災対策



ため池の整備



老朽化した施設の機能診断



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

農地集積促進事業の追加

施設の維持管理に係る労力・費用の抑制や草刈り・水管理等の管理作業を低減するため、支線・末端用水路等の補修・更新、管路化等に伴せて、下記要件を満たす場合、農地集積・集約化への取組割合に応じて促進費を交付するメニューを追加。（国費率：50%等）

■実施要件

- ・受益面積 5ha以上
- ・地域計画にて路線・エリア掛かりの集積・集約とブロックローテーション構築について規定すること 等

＜促進費の主な内容＞

農地集積率	助成割合	集約化加算※	促進費（計）
80～85%	7.5%	+ 3.0%	10.5%
85%以上	8.5%	+ 4.0%	12.5%

※担い手に集積する農地の80%以上を集約化(面的集積)する場合

ため池サポートセンターの体制強化

ため池サポートセンターの点検・監視体制の強化を図るため、監視体制計画に災害時の現地パトロールを位置付けた場合、助成額の上限を引き上げ。

■助成額

現行	・定額：1,000万円（1都道府県当たり） ・定率：4,000万円（1都道府県当たり:国費50%）
----	--

拡充	・定額：1,200万円（1都道府県当たり） ・定率：4,800万円（1都道府県当たり:国費50%）
----	--



▲ため池サポートセンターによる現地パトロール

農業水利施設安全確保対策の創設

農業水利施設の転落防止対策・盗難対策の単独整備及び事例の少ない盗難対策の導入・運用に関する普及啓発を補助対象に追加。

〔普及啓発は令和11年度まで〕

（転落防止対策）
転落防止柵



（盗難対策）
フェンス、車止め等



※フェンスの設置イメージ

ため池における包括的管理のモデル事業の創設

管理者自らが管理することが困難な農業用ため池について、管理者のほか、多様な地域住民や組織の参画により管理する体制を構築し、地域として持続的に管理することを目指すための「包括的管理のモデル事業」を創設。〔令和11年度まで〕

（定額補助、1地区当たり上限400万円）

＜モデル地区のイメージ＞

ため池の包括的な管理組織



地域内のため池管理者、住民、組織が連携して包括的に管理を行う

農道施設整備の対象施設の追加

農道施設整備の対象施設に以下の農道施設を追加することで農道施設の機動的かつきめ細かな整備を促進。

- ①長寿命化対策：
個別施設計画に基づき早期の対策が必要なもの

舗装工
（長寿命化対策）



- ②防災減災対策：

過去に大規模地震が発生したところのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域に存在し、耐震化対策を行うもの

緑端拡幅（耐震対策）



畑作等促進整備事業

令和9年度予算概算要求額 3,504百万円（前年度 2,855百万円）

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備、区画整理、農道整備**、水稲から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化**等の基盤整備を支援します。

2. ソフト事業

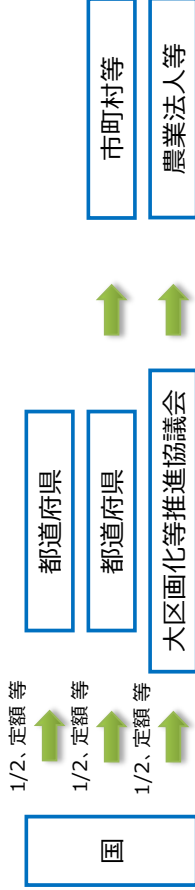
実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植、作付転換等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

【実施区域】 農振農用地区域（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）、生産緑地 等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、工事期間原則5年以内 等
【事業実施主体】 都道府県、市町村、農業法人 等（大区画化等推進協議会経由含む）

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

令和9年度予算概算要求額 1,004百万円 (前年度 655百万円)

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を推進するとともに、地域活性化を促進するため、農村地域における情報通信環境の整備を支援します。

情報通信環境の整備に取り組む地区（約100地区）[令和1年度まで]

(注) 上記要求額のほか、事項要求

[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)

中山間地域集中強化対策

<対策のポイント>

令和9年度以降の水田政策の見直しの中で、中山間地域等直接支払の見直しを行うとともに、農業を「支える」ための施策、農業に「関わる」者を増やすための施策、農業で「稼ぐ」ための施策を一体的に講ずるため、関係府省の施策を含め中山間地農業の振興施策を充実します。

地域の実情に応じた取組が実施できるよう、中山間地農業ルネサンス事業や農山漁村振興交付金等を活用し、計画づくりから事業実施、取組の定着等を行う地域への伴走支援体制を構築します。

<事業目標>

将来にわたって稼ぎ、暮らしていける中山間地域の実現

<事業の全体像>

中山間地域等の農業で「稼ぐ」取組

中山間地農業ルネサンス事業

地域別農業振興計画に基づく地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優遇措置により、中山間地農業を支援



きめ細かな基盤整備



高収益作物の導入



スマート農業の導入

地域資源活用価値創出対策※

6次産業化、農泊、農福連携など多様な地域資源を活用することにより、新たな価値を創出し、所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の取組を支援



中山間地農業推進対策※

(元気な地域創出イニシアチブ支援事業)
収益力向上、販売力強化等に関する取組を支援



中山間地農業に「関わる」者を増やす取組

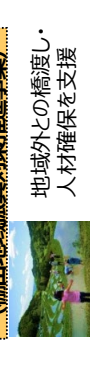
地域資源活用価値創出対策※

農泊地帯の実施体制の整備、食や体験の観光コンテンツとしての磨き上げ、地域交流拠点の整備等を支援



中山間地農業推進対策※

(棚田地域振興対策推進事業)
地域外との橋渡し・人材確保を支援



中山間地域等の農業を「支える」取組

中山間地域等直接支払

農業生産条件の不利益補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援



農用地の維持・管理

多面的機能支払

地域共同で行う多面的機能を支える活動等を支援

最適土地利用総合対策※

地域における土地利用構想の策定から実現までの取組や荒廃農地の再生を総合的に支援



農地の相対的利用

※農山漁村振興交付金の複数事業については、一括申請が可能



鳥獣被害対策等を支援



鳥獣被害防止総合対策交付金

地域の計画づくりや伴走支援人材への支援

地域資源活用価値創出対策

専門家や伴走支援人材を派遣・紹介する体制整備、各地域の課題に対応したオーダーメイド型の人材育成、発展的・継続的な地域づくりのための実証を踏まえた計画策定への支援



地方創生センター

地方農政局 市町村 教育機関 専門家
民間企業 地域金融機関 民間団体
○必要な人材のマッチング・派遣
○事業の創出、経営改善をサポート

地域の実情に応じて取組をサポート

関係府省の制度活用

・内閣府
・総務省
・文部科学省
・厚生労働省
・国土交通省 等

多様な主体との連携

・郵便局
・地元企業
・RMO
・地域おこし協力隊
・集落支援員 等

将来にわたって稼ぎ、暮らしていける中山間地域の実現

【お問い合わせ先】

農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

日本型直接支払

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

<対策のポイント>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき、日本型直接支払を実施しています。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動における農業の多面的機能の維持・発揮及び農業生産活動における環境負荷の低減

<事業の内容>

多面的機能支払

事項要求（前年度 50,048百万円）

【資源向上支払】

○ **地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援**

【農地維持支払】

○ **多面的機能を支える共同活動を支援**



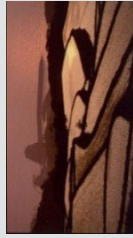
水路の泥上げ

活動内容
に着目

中山間地域等直接支払

事項要求（前年度 28,460百万円）

○ **中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援**



中山間地域

対象地域
に着目

新たな環境直接支払

事項要求（前年度－）

○ **有機農業等の環境負荷低減型農法への転換・拡大の取組を支援**



有機農業

取組内容
に着目

<令和9年度の見直しの内容>

活動組織の支援の充実

○ **外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進**

○ **地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し**

共通

ブッシュ型による取組強化

○ 国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化

返還免除規定の徹底

○ 高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**

一体的実施の推進

○ 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る

対象農用地の拡大

○ **傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の対象農地へ位置付け**

地方負担の軽減

○ 現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

対象者の拡大

○ **みどり認定農業者を対象（個人・団体いずれの申請も可）**

導入リスクにも対応した支援

○ ① **有機農業への転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援**
○ **同一圃場での同一取組への支援は5年間で区切りとし、新たな圃場への取組拡大等を促進**

多面的機能支払交付金

令和9年度予算概算要求額 事項要求 (前年度 50,048百万円)

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・水路等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha [令和12年度まで]）
- 農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組み組織の割合（50% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価		(円/10a)			
		都道府県		北海道	
		①農地維持支払 (共同) ※1	②資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	③農地維持支払 (共同) ※1	④資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
		3,000	2,400	4,400	2,300
田		3,000	2,400	4,400	2,300
畑		2,000	1,440	2,000	1,000
草地		250	240	400	130

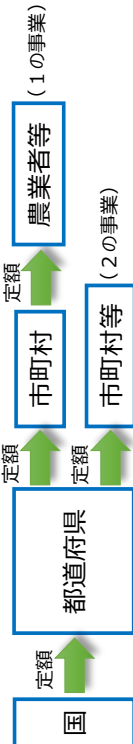
[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]
※1：①、②の資源向上支払は、③の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

2. 多面的機能支払推進交付金

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



多面的機能支払

活動組織の支援の充実

- ・外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進
- ・地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

多面的機能支払・中山間直接支払共通

プッシュ型による取組強化

国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化
・全ての都道府県で市町村等への制度の周知も含めたサポート体制を構築。対象農地選定を効率化するためのデジタル技術の活用促進

返還免除規定の徹底

宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、遡及返還が不要であることを徹底

一体的実施の推進

- ・中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る
- ・郵便局やRMO、地域の企業等との連携により事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)

中山間地域等直接支払交付金

令和 9 年度予算概算要求額 事項要求 (前年度 28,460百万円)

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。令和 9 年度から、水田政策の見直しの中で**条件不利の実態に配慮し、支援を拡大**します。

<事業目標>

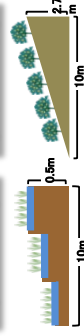
- 耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和 7 年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。また、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を支援します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
	急傾斜(15度～)	11,500
畑	緩傾斜(8度～)	3,500



【対象地域】中山間地域等(地域振興 8 法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき 5 年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

<事業の流れ>



<令和 9 年度の見直し(新たな水田政策(コメの中長期対策)の基本的考え方・仕組み)>

農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、**地域の営農や共同活動が将来にわたって継続**できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速的に進行していることも踏まえ、**プッシュ型で取り組み**など、次の対策を講じます。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大

傾斜によらない不利性(法面管理、ほ場条件等)を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の対象農地へ位置付け

地方負担の軽減

現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

中山間直接支払・多面的機能支払共通

プッシュ型による取組強化

国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化**

- ・ **全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進**

- ・ 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず**個別協定も推進**

返還免除規定の徹底

宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象(協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地ののみ)となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**

一体的実施の推進

- ・ 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る
- ・ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

新たな環境直接支払交付金

環境負荷低減の取組を広げること、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献します。このため、環境直接支払交付金は、

- ① これまでの地域支援から、みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援とします。
- ② 農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援とし、一定期間で取組の定着・自立を促す支援とします。
- ③ 水田政策の見直しの中で、生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援とし、取組に応じた面積払いとします。

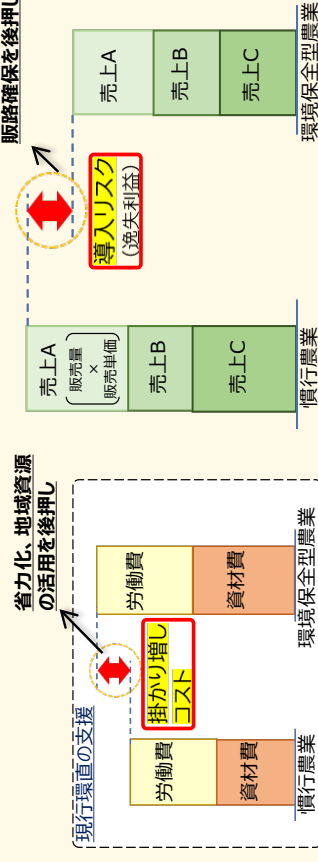
＜事業の内容＞

（１）支援の考え方

- ・ みどり認定農業者を対象とします。
- ・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援とします。

導入リスク（逸失利益）：農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下

新たな環境直接支払交付金の支援



- ・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施

- ① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）
- ② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）
- ③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

（２）支援対象取組（案）

支援内容（例）

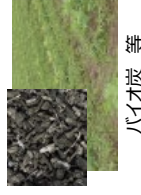
① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援



③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援



（３）支援対象取組の更新

- ① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替えます。
- ② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（5年までとし、新たな圃場への拡大等を促進します）。

農山漁村振興交付金

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）

<対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押しします。

<政策目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組み事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

<事業の全体像>

農山漁村地域

地域資源活用価値創出対策

地域資源活用価値創出推進事業
地域発展に向けた計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

地域資源活用価値創出整備事業
農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

（関連事業）
地域資源活用価値創出委託調査事業

地域活性化型



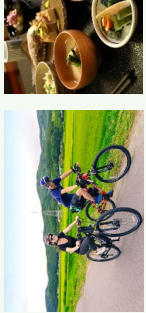
地域発展に向けた計画づくり※

創出支援型



官民共創による地域課題解決

農泊推進型



地元食材、景観等を活用した観光コンテンツの造成

農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得



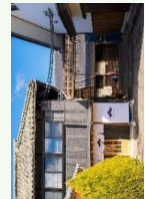
農林水産物販売施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備



食の高付加価値化に不可欠な内装の改修



遊休施設を活用した滞在施設の整備



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

都市部

都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の發揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援



地域社会の維持・活性化

中山間地農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域等の振興を支援します。



農村RMOの形成



高収益作物の導入



栽培技術のe-Learning

最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組や荒廃農地の再生を総合的に支援します。



土地利用構想の作成



農地の租放の利用 荒廃農地の再生

山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



地域資源を活用した商品開発

中山間地域等

地域資源活用価値創出対策

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

<対策のポイント>

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組み事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

<事業の内容>

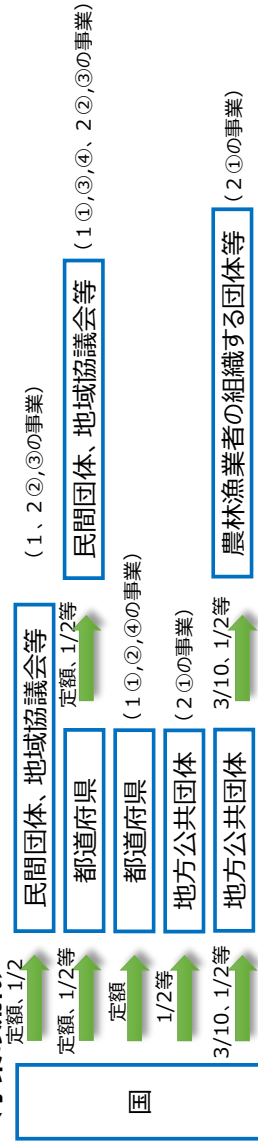
1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域資源の発展的・継続的なプロジェクトの促進※、地域政策を推進するための総合的な人材育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※他対策の実施に向けた計画づくりにも活用可能
- ② 官民共創の促進による地域課題の解決、事業者の経営改善等に向けた専門家派遣、多様な地域資源を活用した事業化支援等の取組を支援します。
- ③ 農泊の実施体制整備や観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド食関連消費拡大に向けた高付加価値化や、企業研修や教育旅行等の受入により関係人口を拡大させるプログラム造成等を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的な展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
 - ② 農泊の推進に必要なとなる古民家等を活用した滞在施設や「食」の高付加価値化に不可欠な施設等の整備を支援します。
 - ③ 農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。
- (関連事業) 地域資源活用価値創出委託調査事業
地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、**所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査**を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

① 地域活性化型



地域発展に向けた計画づくり

② 創出支援型



官民共創による地域課題解決や事業者の経営改善等の取組に対する専門家件走支援

③ 農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成

④ 農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

2. 地域資源活用価値創出整備事業

① 定住促進・交流対策型

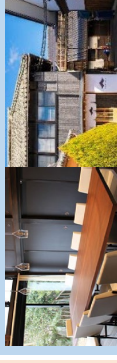


農林水産物販売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

② 農泊推進型



食の高付加価値化に遊休施設を活用した不可欠な内装の改修 滞在施設の整備

③ 農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、地域資源を活用した付加価値の創出や農村関係人口の拡大、二地域居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数（1,190市町村【令和11年度まで】）

<事業の内容>

1. 地域発展プロジェクト促進事業

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、実証を踏まえて具体化した計画の策定と、官民の伴走支援体制を含む実施体制の構築を行う地域の発展的・継続的なプロジェクトを支援します。

【事業期間：2年、交付率：定額（上限300万円/年）】

※条件不利地域においては、上限額の加算措置あり。

2. 農村地域づくり人材育成・ネットワーク形成事業

都道府県による農山漁村のニーズに応じた地域政策を推進するための総合的な人材育成・ネットワーク形成を支援します。

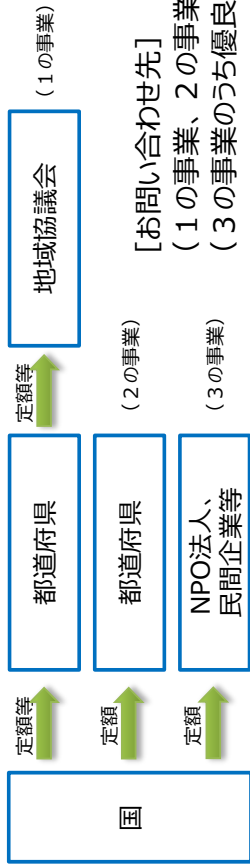
【事業期間：1年、交付率：定額（上限700万円）】

3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の普遍化や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値に係る理解醸成及び企業等と農業・農村の協働に向けた情報発信の取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



※下線部は拡充事項

<事業イメージ>



実証（試験販売）



実証を踏まえた計画づくり



研修（ワークショップ）



現地研修



WebサイトやSNSによる優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

農村振興局都市農村交流課
農村計画課
鳥獣対策・農村環境課

（03-6744-1855）
（03-3502-6001）
（03-6744-0250）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進に向けた取組、事業者の経営改善等に向けた専門
家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した事業化支援等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携サポート事業

- ① 農山漁村地域の課題解決に向けた取組を技術的・人的・金銭的側面から推進するため、
ア 生産性や付加価値の向上に向けたAI技術等の活用
イ 農山漁村への企業等の多様な主体の参画促進に向けた国による証明書制度の実施
ウ 地域レベルでの案件形成の促進に向けた、金融機関等の中間支援組織を活用し民間企業と
自治体等とのマッチングとそれに伴うファイナンスを支援する取組
等の官民共創の仕組みを活用した取組や、起業の促進に向けた取組を支援します。

また、地方創生センター等における取組を支援するため、中央サポートセンターを設置し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

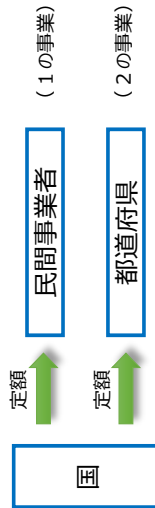
- ② 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。
【事業期間：1年、交付率：定額】

2. 農林水産 地方創生センター形成促進事業

地域金融機関等と連携し、都道府県単位で農林水産地方創生センターを設置・運営するとともに、
地域資源を活用した付加価値創出や経営改善などの課題に取り組む事業者に対して専門家を派
遣し、地域において官民共創による課題解決を推進する取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1 ②の事業）

（1 ①、2の事業）

農村振興局都市農村交流課

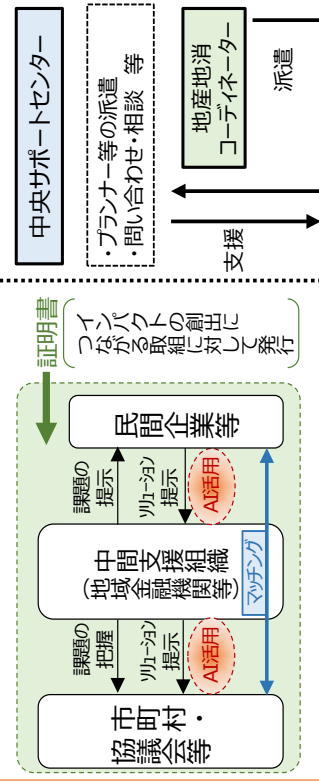
農村計画課

（03-6744-1855）

（03-6744-2141）

<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携サポート事業



農林水産 地方創生センター形成促進事業



地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組み事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：原則3年以内（上限5年）、交付率：1/2等（上限4億円）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する新たな取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：3/10等（上限1億円）】

再生可能エネルギー発電・蓄電・発電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

※ 下線部は拡充事項

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業)

農村振興局地域整備課

(2の事業)

都市農村交流課

(03-3501-0814)

(03-6744-2497)

<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

○計画主体

都道府県、市町村※1

○事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者団体等

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

○事業実施主体

農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

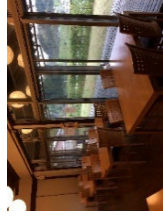
①六次産業化・地産地消法に基づく総合事業計画

②食料システム法に基づく安定取引関係確立事業活動計画

③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）
令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農山漁村に宿泊し、地域資源を活かした食事や体験を楽しむ農泊の実施体制整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、経営高度化に向けた研修、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、企業研修や教育旅行の受入等の関係人口の拡大・深化を図るプログラム造成等を支援し、地域課題の解決や都市と農山漁村の相互理解増進にもつなげていきます。

＜事業目標＞

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人泊〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

ア 農泊地域創出：農泊地域の実施体制整備や地元食・景観等を活用した観光コンテンツの造成、プロモーション等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】

【アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援】

イ インバウンド食関連消費拡大：ターゲット国のニーズ調査、「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

ウ 関係人口発展：企業研修や教育旅行の受入、地域貢献人材の呼び込み等の関係人口を拡大させるプログラム造成等を支援します。【事業期間：上限2年、上限600万円（年標準額：300万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額】

農泊地域の経営高度化に向けた研修、多様な需要拡大に向けたニーズ調査、モデル事例の創出等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 市町村・中核法人実施型【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

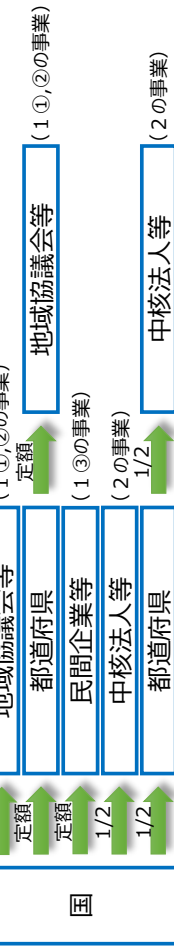
農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

② 農家民泊経営者等実施型【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

農家民泊等における小規模な改修を支援します。

＜農家民泊への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ＞

＜事業の流れ＞



※ 下線部は拡充事項

【お問い合わせ先】

農村振興局都市農村交流課

(03-3502-5946)

＜事業イメージ＞

多様なプレイヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援

地域協議会

小売業 飲食業 宿泊業

金融業 中核法人 旅行業

交通業 自治体 農林水産業



地元食・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け観光コンテンツの造成



地域課題を学ぶプログラム造成



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休施設を活用した施設の整備

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）
令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた取組、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

＜事業目標＞

農福連携等に取り組みむ主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組み場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（構成員に市町村を含むこと）

地域協議会による農福連携を地域で広げるための取組を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成の取組等を支援します。

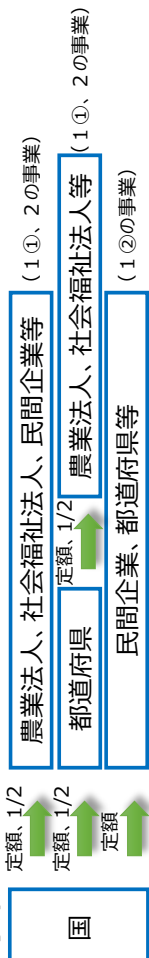
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設のほか、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,500万円、経営支援3,000万円、介護・機能維持400万円）】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

農産加工の実践研修 養殖籠補修技術の習得 ユニバーサル農園の開設 地域協議会の設立及び体制整備

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

普及啓発 専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

農業用ハウス（低コスト耐候性ハウス） 養殖施設 処理加工施設 休憩所、トイレの整備

地域協議会

市町村
農業経営体
社会福祉事業者等

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

農山漁村振興交付金のうち
中山間地農業推進対策

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成のほか、棚田地域等の振興に関する取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

元気な地域創出モデル支援※

収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限3,000万円（年標準額：1,000万円））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援※

A 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

イ 地域連携型：農村RMOの活動の定着に向けた活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

② 農村RMO形成伴走支援

各地域の取組に関する情報・知見の共有、研修等により、農村RMO形成の更なる推進に向けた取組を支援します。【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

離島の農産物等の新規需要の掘り起こし・ブランド化の推進を図るため、販路拡大の取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

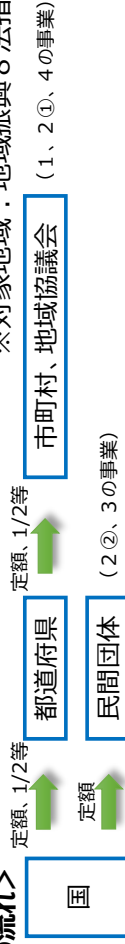
4. 棚田地域振興対策推進事業※

多様な人材を受け入れる体制の整備や、人材確保・育成のための取組とともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な調査・計画を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限150万円（年標準額50万円））】

※対象地域：地域振興8法指定地域等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 元気な地域創出モデル支援

- ① 収益力向上
- ② 販売力強化
- ③ 農用地保全
- ④ 複合経営
- ⑤ 生活支援



高収益作物導入



高品質な作物の育成

社会課題の解決や地域活性化を通じた農村の推進

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援



農用地保全



地域資源活用



生活支援



全国規模の研修による人材育成

② 農村RMO形成伴走支援

農村の推進

3. 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

離島農産物等の普及啓発 関連事業者との連携強化等



4. 棚田地域振興対策推進事業

棚田地域振興活動



合意形成・取組の具体化



振興活動の実践

小規模な整備のための調査計画



測量設計等

棚田地域振興

民間団体（2②、3の事業）

市町村、地域協議会（1、2①、4の事業）

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、地域の協議会等が行う実証事業のほか、各地域の取組に関する情報共有、研修等の取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農村RMOモデル形成支援

① 活動着手支援型

農村RMO※の裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につながる取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

② 地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた活動継続計画の策定や、地方公共団体等と連携した農用地保全、地域資源活用、生活支援に関する実証事業等を支援します。

【事業期間：上限4年

交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

注）対象地域：地域振興8法指定地域等

2. 農村RMO形成伴走支援

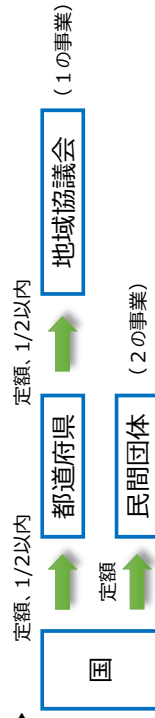
農村RMO形成の更なる推進に向け、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等の取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

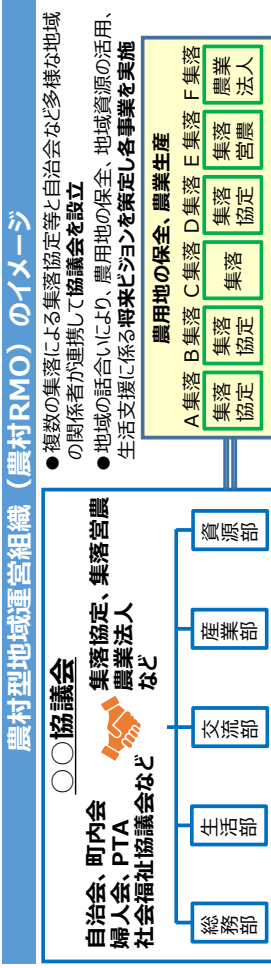
※ 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



●複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立

●地域の話し合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンを策定し各事業を実施

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」



農村RMOモデル形成支援「地域連携型」



農村RMO形成伴走支援

【全国単位の支援】



情報・知見の蓄積・共有、研修等の支援

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
棚田地域振興対策推進事業

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度7,045百万円）の内数

＜対策のポイント＞

都市等との交流、移住、定住及び二地域居住等を推進し、「関係人口」の創出・拡大等による棚田地域の振興を図るため、人材確保・育成の取組等を支援するとともに、棚田等の保全に係る維持管理労力を軽減するための水路、耕作道、法面補修等の小規模な整備に必要な調査・計画を支援します。

＜事業目標＞

棚田地域振興法に基づく指定棚田地域振興活動計画の策定数（250計画〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

「関係人口」の創出・拡大等による棚田地域の振興を図るため、指定棚田地域振興活動計画に基づく以下の取組を支援します。

1. 棚田地域振興対策推進事業

① 棚田地域振興活動

指定棚田地域振興活動計画の実施に向けた多様な人材の受入体制の整備、人材確保・育成のための外部講師派遣、優良事例や先進的な取組の視察・勉強会、情報発信、企業とのマッチング、棚田オーナー制、体験学習、企業研修受入れ、地元大学との連携、特産品の加工・販売、商品開発、その他イベントの実施等の取組を支援します。

② 調査・計画

棚田の維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な測量設計等の調査・計画等を支援します。

【事業期間：上限3年、
 交付率：定額等（上限150万円（年標準額50万円））】
 ※対象地域：指定棚田地域振興活動計画の認定地域

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

棚田地域振興対策推進事業

多様な人材の受け皿を整備し、人材確保・育成のための地域振興活動を支援

地域での
合意形成



・各種取組の企画
・整備構想検討 等

取組の具体化



・企業等とのマッチング
・情報発信 等

振興活動の実践



・棚田オーナー制の実施
・特産品の物販 等

関係人口の創出・拡大

棚田を核とした地域振興

小規模整備の
ための調査・計画



・測量
・図面作成 等

指定棚田地域保全整備



水路の整備 農作業道の舗装
 ※棚田等の保全整備については、各地域の条件に応じて、農業農村整備関連事業を活用

作業労力の軽減

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2081）

農山漁村振興交付金のうち
最適土地利用総合対策

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（150地区【令和13年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には粗放的な土地利用の導入に係る調整など現場でのコーディネートを行う農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、＜ソフト＞交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年、＜ハード＞交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】
※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援します。

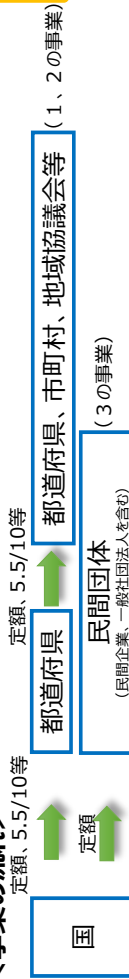
【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 最適土地利用総合事業

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



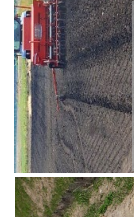
Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現した

2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



荒廃農地を解消し、農山漁村地域を活性化

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

令和9年度予算概算要求額 780百万円（前年度 780百万円）

＜対策のポイント＞

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区[令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,000万円/年）】

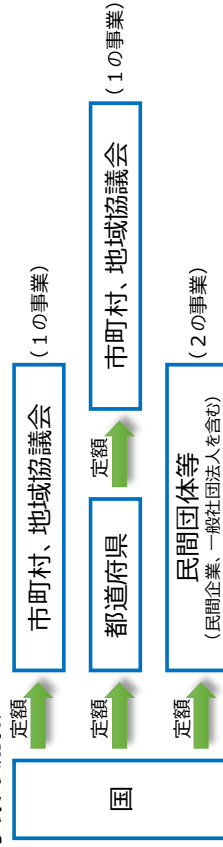
2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援
山村の地域資源を活用した商品の販路開拓や山村の価値・魅力の普及のため、バイヤー等との商談会や販売会の開催、情報発信などを支援します。

② 山村振興セミナー支援
地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンベン形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための
合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成、計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、
付加価値向上等を図る取組

地域資源（農林水産物等）を使った地域産品づくり※
観光体験プログラム開発、モニターツアー実施
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等
※商品の製造加工を非振興山村地域で行うことも可能



地域産品の加工・商品化

2. ② 山村振興セミナー支援

地域資源を
活用したビ
ジネス創出
の支援

外部専門
家による
マーケティングに
関する基礎講習

ビジネスモ
デル作成に
関する企画
コンベン形式
WS

2. ① 商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会、
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)

農山漁村振興交付金のうち
都市農業機能発揮対策

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村）〔令和11年度まで〕

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

【事業期間：2年 交付率：定額】

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

【事業期間：3年（最終年度は自走期間として交付金なし） 交付率：定額】

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。【上限250万円/年】

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。【上限100万円/年】

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。【上限150万円/年】

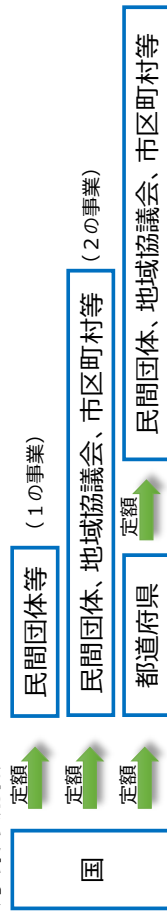
② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。【上限700万円/年】

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。【上限600万円/年】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

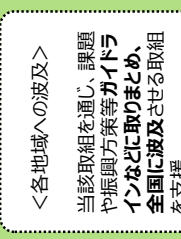
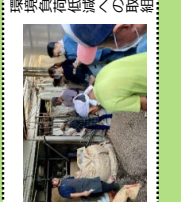
都市農業機能発揮支援



● 地域支援型



● モデル支援型



（2の事業）

【お問い合わせ先】

農村振興局農村計画課

（03-3502-5948）

鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進

令和9年度予算概算要求額 19,932百万円（前年度 9,982百万円）

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等を支援します。また、森林における効果的・効率的なシカ捕獲の取組を実施、支援します。

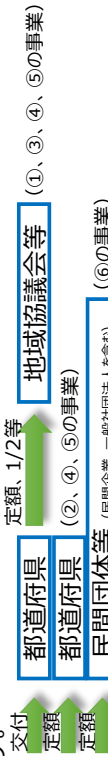
<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 19,574百万円（前年度 9,900百万円）
 - ① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、クマ、サル等への対応など被害防止計画に基づき地域ぐるみの取組や、強固な侵入防止柵の整備、自治体の体制強化、ジビエ利用拡大等を支援します。
 - ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
 - ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
 - ④ シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策等を体制整備と併せて支援します。
 - ⑤ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣被害対策と農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策等を行うモデル地区の整備・横展開を支援します。
 - ⑥ 鳥獣被害対策基盤支援事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- 【関連】鳥獣被害対策タスクフォースへの支援
交付金の各メニューにおいて、対策の高度化に取り組む重点支援対象市町村に対し、重点的に支援します。

<事業の流れ>



2. シカ等による森林被害緊急対策事業 359百万円（前年度 82百万円）
林業関係者と地域関係者が連携し、シカ捕獲ポイントの特定調査など、効果的な捕獲に必要な取組を実施、支援するとともに、再造林地でのシカ捕獲・防護手法の実証支援や国有林における国土保全のための広域的なシカ捕獲を実施します。

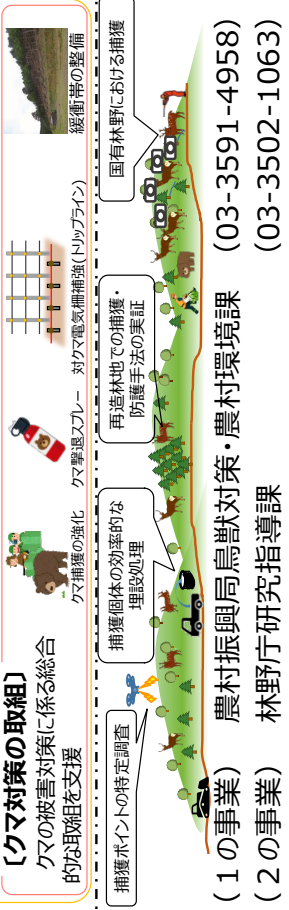
※国有林においては、直轄で実施

<事業の流れ>



<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕



- (1) 事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)
- (2) 事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

令和9年度予算概算要求額 300百万円（前年度 300百万円）

<対策のポイント>

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等の整備を支援します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災宮農施設整備計画の対象地域において、以下の支援を実施します。

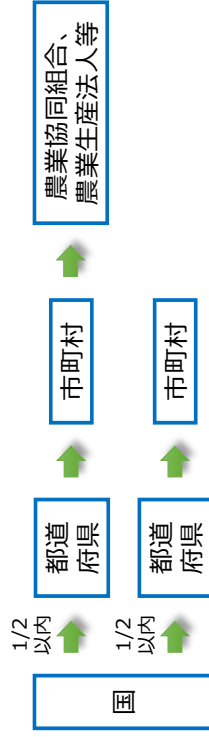
1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な洗淨用機械施設整備等を支援します。

2. 関連整備等

1に関連する一体的な整備等を支援します。

<事業の流れ>



火山の噴火

農作物への降灰
(茶、露地野菜等)

洗淨された農作物

茶

キャベツ

エンドウマメ

<事業の実施>
【1. 施設整備等】

露地野菜洗淨用機械（乗用型）

茶葉洗淨用機械（乗用型）

・乗用型洗淨用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗淨し、収量及び商品性の低下を防止します。

据置型洗淨用機械

・工場の据置型の洗淨用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗淨し、商品性の低下を防止します。

【2. 関連整備等】

洗淨用水供給施設

・農作物の洗淨のための用水を供給する施設により、洗淨効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

＜対策のポイント＞

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優遇措置により、中山間地農業を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成ほか、棚田地域振興に関する取組を支援します。

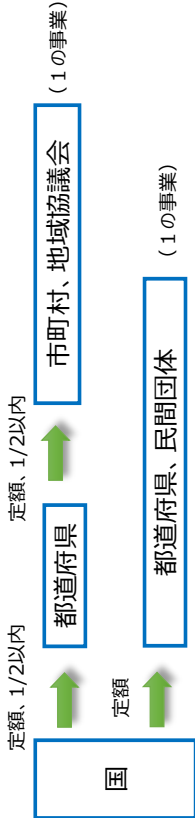
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

＜事業の流れ＞



注 2 及び 3 の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネサンス推進事業
- 棚田地域振興対策推進事業
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

〔支援事業〕

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）
- 農地集約化促進事業
- 農業農村整備関係事業
- 集落営農経営転換加速化事業
- 食農GX投資拡大促進事業
- 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策等）
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
- スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

〔連携事業〕 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- 多面的機能支払交付金
- 新たな環境直接支払交付金
- 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

〔連携事業〕 中山間地域等直接支払交付金

優遇措置：採択に当たったでの配慮、上限事業費・交付率の拡大、受益面積要件の緩和、事業要件の緩和等

〔お問い合わせ先〕 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地農業ルネッサンス事業における優遇措置

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業（中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組を支援）
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農村RMOの形成を推進するため、協議会等が行う実証事業等を支援）
- 棚田地域振興対策推進事業（棚田地域振興に関する取組を支援）

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
（地域資源活用価値創出対策、最適土地利用総合対策等）
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 農業農村整備関係事業（農業生産基盤情報通信環境整備事業）
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
被害防止施設等の整備を行う場合に優先配分
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域産作物体制強化促進
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農経営転換加速化事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちス
マート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）、新基本
計画実装・農業構造転換支援事業
施設ごとの上限事業費を1.3倍に拡大（強い農業づくり総合支援交付金
（産地基幹施設等支援タイプ）においては、優先加算ポイントの適用案件
のみ）
- 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
産業支援型について、加工・販売施設等の整備に対し交付率を嵩上
げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金（①産地基幹施設等支援タイプ、②食料
システム構築支援タイプ）、③新基本計画実装・農業構造転換支援事業
・ 中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（稲：50ha→10ha 等）
※①、②の一部、③
・ 都道府県知事が特に必要と認める場合には面積要件を撤廃
（強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）においては、
優先加算ポイントの適用のみ）※①及び③
- 農業農村整備関係事業
（1）農業競争力強化基盤整備事業
・ 農地整備事業（中山間地域型）、水利施設等保全高度化事業について、中
山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
・ 農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益
面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
（2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積
要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 農地集約化促進事業
事業要件である「団地」の面積規模の緩和等（一般地域の1/2）
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地
面積が50ha以上」又は「3集落以上の組織の構成」）
- スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちス
マート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
中山間地域等に対する面積要件を緩和（稲：50ha→5戸以上の農業者が
参加又は取組面積が1ha以上 等）

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

有明海再生対策

令和9年度予算概算要求額 1：1,765百万円（前年度 1,765百万円）
2：1,000百万円（前年度 1,000百万円）

<対策のポイント>

有明海の再生に向けた**特産魚介藻類の調査や増養殖技術の開発、漁場改善対策の実証**を沿岸4県が協調して推進します。
さらに、令和7年度からの10年間で加速化対策期間とする**有明海再生加速化対策交付金**により、**調査や技術開発等の成果を活用し、気候変動によって影響が顕在化しつつある災害リスクなどにも対応しながら、漁業者による漁場環境改善や経営改善の取組等を支援**します。

<事業目標>

有明海におけるアサリの成貝資源量（5,000トン〔令和16年度まで〕）等

<事業の内容>

- 1. 調査・技術開発・実証** 1,765百万円（前年度 1,765百万円）
有明海・八代海等総合調査評価委員会の「再生方策」に基づき、有明海沿岸4県が協調して、二枚貝類等の資源回復や漁場改善等の**各種調査等を実施**します。
- ① 特産魚介藻類の生息環境等の調査や実証
 - ② 魚介藻類の増養殖技術の開発
 - ③ 各地先に適合したアサリ等の技術開発等
 - ④ 二枚貝類の餌料環境改善に向けた漁場整備実証 <公共>

- 2. 有明海再生加速化対策交付金** 1,000百万円（前年度 1,000百万円）
漁場環境改善や経営改善、新技術導入といった漁業者の取組を後押しする有明海再生加速化対策交付金により、開門によらない再生の加速化に向けた**支援**をします。（令和7年度からの10年間（加速化対策期間）で総額100億円）

(関連事業)

水産基盤整備事業（水産環境整備事業） <公共>
養殖業成長産業化推進事業

<事業の流れ>



〔お問い合わせ先〕

- (1 ①、2) 農村振興局農地資源課 (03-6744-1709)
- (1 ②) 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2385)
- (1 ③) 研究指導課 (03-6744-2031)
- (1 ④) 事業課 (03-6744-7136)

<事業イメージ>

1. 調査・技術開発・実証

二枚貝類の浮遊幼生ネットワークによる再生産サイクルの形成に向けた4県協定の各種調査等を推進。

生息環境等調査



浮遊幼生の調査 等

技術開発

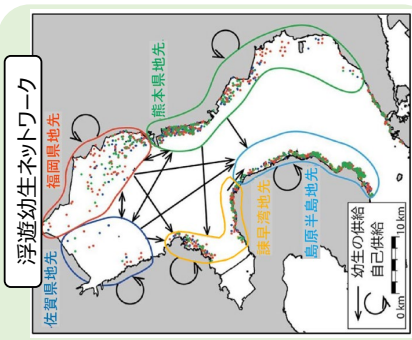


二枚貝類の種苗生産技術や藻類の養殖技術の開発 等

実証



二枚貝類の採苗・育成や食害等対策の実証 等



成果の活用

2. 有明海再生加速化対策交付金

漁場環境改善や水産資源の確保の加速化支援

二枚貝類の採苗・移植、食害防止対策、早期復旧対応、カキ礁・藻場造成 等

漁業者の経営改善・発展支援

共同利用施設等の整備、特産魚介類の販路開拓 等

新技術等の新たな挑戦支援

省力化技術、IoTシステムの導入、陸上養殖施設等の新技術導入 等

農家負担金軽減支援対策事業

令和9年度予算概算要求額 496百万円（前年度 475百万円）

＜対策のポイント＞

土地改良事業等の円滑な推進を図るため、事業に係る農家負担金の利子助成や無利子貸付により、農家負担の軽減を図ります。

＜事業目標＞

農家負担の軽減を図りつつ、農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画による輸出の拡大、先端的な技術を活用した生産方式との適宜に資する基盤整備を促進

＜事業の内容＞

1. 地域生産基盤保全強化支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携、先端的な技術を活用した生産方式との適宜を図られる土地改良事業について、**農家負担金の償還利子相当額を助成**します。

2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携を図られる土地改良事業について、**農家負担金の無利子貸付**を行います。

3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの**農家負担金の償還利子相当額を助成**します。

4. 農地有効利用推進支援事業

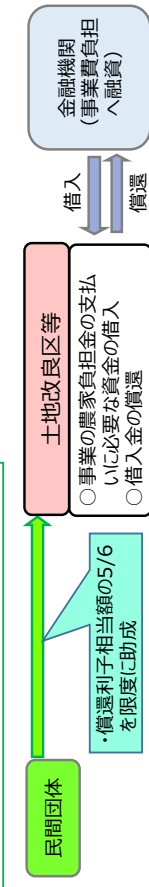
農地耕作条件改善事業の実施地区で農地の担い手集積率の向上が図られる地区に対して、**農家負担金等の償還利子相当額を助成**します。

＜事業の流れ＞

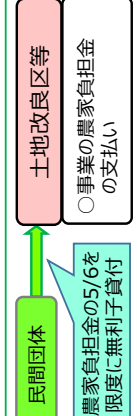


＜事業イメージ＞

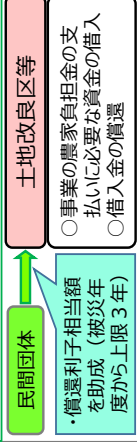
1. 地域生産基盤保全強化支援事業



2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

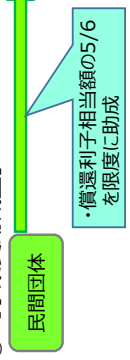


3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業



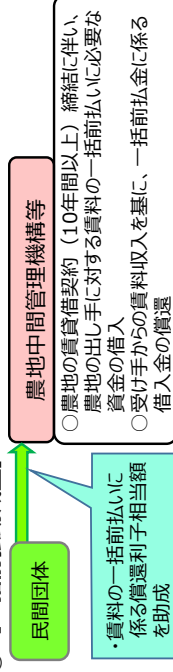
4. 農地有効利用推進支援事業

①【事業費助成型】



対象：農地耕作条件改善事業の実施地区

②【一括前払助成型】



【お問い合わせ先】

農村振興局土地改良企画課

(03-3502-6006)

地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出

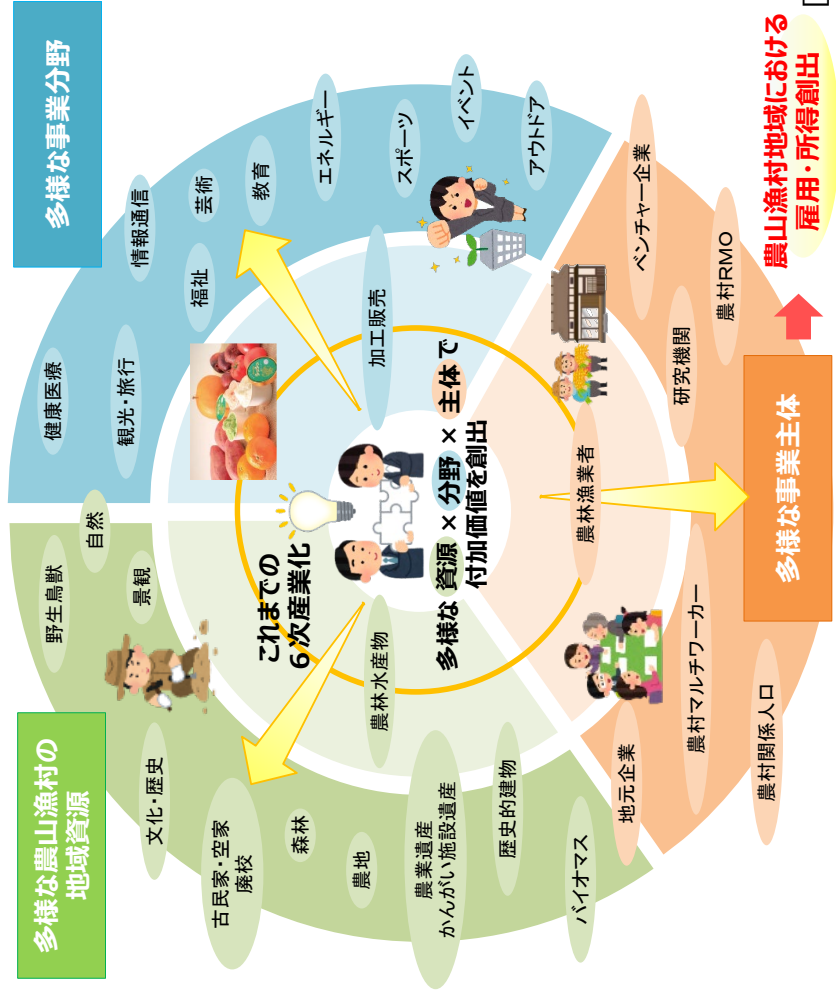
＜対策のポイント＞

従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することにより、農山漁村における所得の向上、雇用の創出を図ります。

＜事業の全体像＞

地域資源活用 価値創出

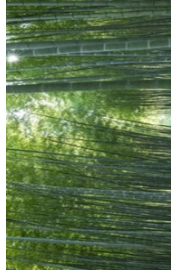
- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村の地域資源を活用した付加価値の創出事例

「農産物、景観」 × 「加工販売、観光・旅行」
× 「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。
(栃木県宇都宮市)



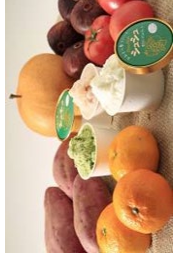
「森林」 × 「スポーツ」 × 「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。
(栃木県壬生町)



「農産物」 × 「加工販売、観光旅行、教育」
× 「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。
(長崎県大村市)



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-6002)

複数集落の機能を補完する農村RMOの形成推進

<対策のポイント>

中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・景観等）の保全や生活（買物・子育て等）など、地域コミュニティの維持等が困難になる集落の増加が懸念されます。
このため、中山間地域等において複数集落の機能を補完する農村RMOの形成を支援するとともに、その円滑な運営や取組の拡大を後押しするため、総務省など関係府省とも連携して施策を展開します。

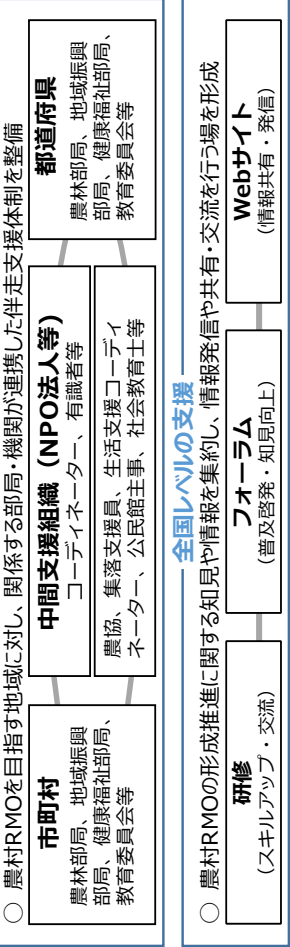
農村RMO形成に関する推進体制

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。
なお、農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）の一形態と整理している。



伴走

都道府県レベルの支援チーム



<事業の全体像>

関係府省の連携

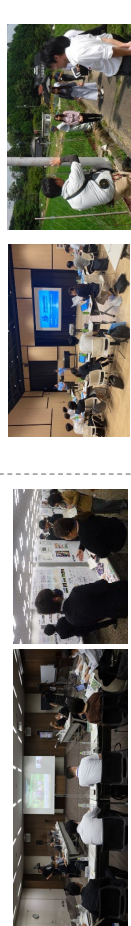
1. 関係府省所管制度の活用

○ 農村RMOの形成にあたって関係府省所管の各種制度を活用

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省	環境省
● 地域活性化伝道師	● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー	● 社会教育施設（公民館活動、社会教育工等）	● 生活支援コーディネーター ● 介護予防・日常生活支援総合事業 ● 重層的支援体制整備事業 ● 労働者協同組合	● 国土の管理構想（地域管理構想） ● 地域生活圏 ● 公衆トイレシェア（自家用有償旅客運送）	● 地域循環共生圏

2. 農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成

- 研修会等において、農村RMOに関する各府省施策の周知を行政担当者や取組を行う地域の人達に対し実施
- 合同で現地調査を行い、課題の把握・共有等を実施するとともに、農村RMOにおける各府省施策の活用事例や連携のポイントを整理



3. 都道府県・市町村への周知

- 関係府省それぞれが都道府県・市町村の担当部局に関連施策を情報提供し、各地域において部局間連携による一体的な取組を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

インバウンドによる食関連消費拡大

令和9年度予算概算要求額 285百万円（前年度 138百万円）

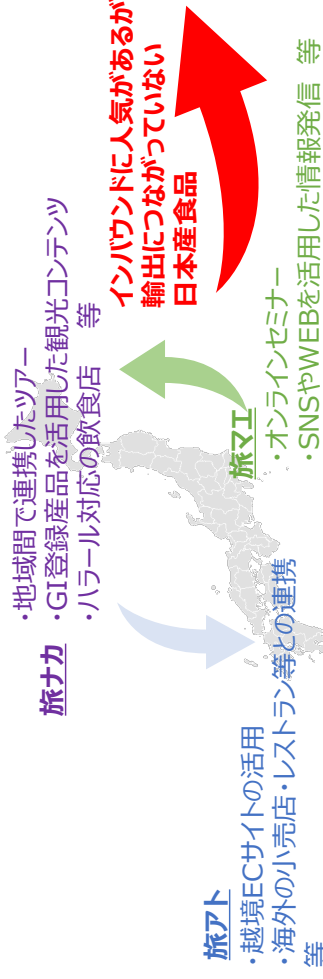
＜対策のポイント＞

インバウンド食消費と輸出拡大の好循環を形成すべく、インバウンドを起点としてシームレスに輸出につながるようなモデル的な取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の全体像＞



農林水産物・食品の輸出拡大

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

70百万円（前年度 37百万円）

インバウンド需要を輸出にシームレスにつなげる仕組みの構築を目指し、輸出を実現するための課題（言語、規制、パッケージ等）について、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組への支援を実施します。

新市場開拓推進事業

2,914百万円の内数（前年度 1,627百万円の内数）

- ① コンテンツを有効活用した海外需要の獲得、
 - ② グローバルメディアを活用した日本産食品の魅力発信等、
- インバウンド消費の拡大に係る取組を実施します。

（関連事業）

- 食文化産業中核拠点創出事業 235百万円の内数（前年度 - ）
世界に向けて発信力を持つ食に特化した地域づくりのため、地域の食文化を生かしたインバウンド消費の拡大に資する「食文化産業中核拠点」の創出に向けたフィージビリティ調査、戦略策定や国内外への情報発信等を行います。
- 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） 9,970百万円の内数（前年度 7,045百万円の内数）
ターゲット国のニーズ調査、地域ならではの「食」を提供する団体等との連携体制構築、インバウンド向けの「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成、多言語での情報発信等、多様な「食」資源の洗い出しから販売までに至る一体的な取組や、「食」の高付加価値化に不可欠な施設の整備等を行う農泊地域を支援します。
- 海業振興支援事業 1,200百万円の内数（前年度 250百万円の内数）
漁業者が地域において海業への一歩を踏み出すための取組、水産物の消費増進や交流促進に資する施設の整備等の取組を支援します。

ブランド構築・保護対策

437百万円の内数（前年度 178百万円の内数）

地域産品のブランド価値をGIや商標等により保護し、その価値を地域の飲食店や旅行事業者等と連携してインバウンド向けに発信するなど、海外から稼ぐモデル的な取組を支援します。

【お問い合わせ先】 輸出・国際局海外需要開拓グループ（03-6738-7899）

国民理解の醸成

<対策のポイント>

食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成・行動変容を図るため、**地産地消の促進、農業体験の促進、食品安全に係るリスク低減や環境負荷低減の取組の「見える化」等**のほか、**官民連携による食育活動の全国展開、農林漁業教育の支援に向けた調査・検討や地域での食育の推進、食文化の保護・継承**のための普及活動、**木育**等を推進します。

<政策目標>

- 食料自給率の向上
- 環境・人権等の社会的要求への配慮や食品の安全性向上の取組に対する消費者意識の向上 等

<事業の全体像>

1. 農山漁村の魅力発信

農山漁村振興交付金 9,970 百万円 (前年度 7,045百万円) の内数
学校給食での地場産物の活用促進、農業遺産地域の魅力発信、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進等を行います。

2. 食品安全に係るリスク低減の取組の可視化

有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業
(食品の安全性向上に係る見える化推進) 236 百万円 (前年度 195百万円) の内数
科学的知見に基づく食品の安全性をより向上させる取組を推進するため、消費者等への効果的な情報発信ツールの作成等を行います。

3. 環境負荷低減の取組の「見える化」や J-クレジットを通じた行動変容促進・理解醸成

① **みどりの食料システム戦略推進総合対策 環境価値化による投資促進環境整備事業**
環境負荷低減や生物多様性の取組をコストではなく付加価値を生むものとして捉え、J-クレジットの**新規方法論や見える化簡易算定ツールを充実**することにより、環境負荷低減の国民理解を醸成します。

② **2027年国際園芸博覧会事業**
11,259百万円 (前年度 8,115百万円) の内数
GREEN×EXPO 2027を「グリーン技術の産業見本市」とするため、3つのコンセプトであるカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブについて、農林水産関係の展示や催事を通じて国民理解の醸成を図ります。

4. 食育の推進と食文化の保護・継承

① 食育の推進

ア **食育活動の全国展開事業**
官民連携食育プラットフォームの運営や食育推進全国大会の開催等を行います。
イ **農林漁業教育サポート事業**
農林漁業教育の支援に向けた調査・検討や農林漁業従事者を始めとした**外部人材**を掲載するオープンリストの作成を行います。

ウ 地域での食育の推進

生産者と消費者との交流や学校給食での地場産物等活用の促進、総合的・計画的な「**農林漁業教育**」の実践等の地域における食育活動を推進します。

② 食文化の保護・継承

和食保護・継承促進事業
和食文化を次世代に継承する人材の育成を推進するとともに、和食の付加価値創出の促進にも資する伝統食のデータベース化を図ります。

12 百万円 (前年度 6百万円)

5. 木育の推進

森林循環利用・付加価値創出対策 18,552 百万円 (前年度 9,228百万円) の内数
木材利用に関する消費者等の理解の醸成に向け、木材利用の意義等を学ぶ木育について、関係者連携によるモデル的な取組や木育実践者の能力向上に資する取組を推進します。

(3の事業)

大臣官房みどりの食料システム戦略
グループ地球環境対策室

(03-6744-2016)

(4①の事業)

消費・安全局消費者行政・食育課

(03-6744-1971)

(4②の事業)

新事業・食品産業部外食・食文化課

(03-3502-5516)

(5の事業)

林野庁林政部木材利用課

(03-6744-2296)

[お問い合わせ先]

(1の事業)

農村振興局農村計画課

(03-6744-2493)

(2の事業)

消費・安全局食品安全政策課

(03-6744-2135)

多様な農業人材の意欲的な取組の推進

<対策のポイント>

地域の実情に応じた生産体制強化への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業者の育成、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払や中山間地域等直接支払、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援、多様な農業人材に対する研修機会の提供、多様な農業人材からなる集落営農の活性化支援を実施します。

<事業の全体像>

1. 地域の実情に応じた生産体制強化、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業者の育成への支援

- ① 持続的生産強化対策事業のうち、果樹農業生産力増強総合対策及び茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 10,074 (13,976) 百万円の内数
果樹の生産基盤の強化や、地域の実情に応じた茶や薬用作物等の地域特産作物の生産体制強化等の取組を支援します。
- ② スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 18,188 (2,530) 百万円の内数
農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

2. 農業・農村の多面的機能の維持・発揮、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援

- ① 多面的機能支払交付金
地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。
事項要求 (50,048百万円の内数)
- ② 中山間地域等直接支払交付金
中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。
事項要求 (28,460百万円の内数)
- ③ 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策
農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。
9,970 (7,045) 百万円の内数

3. 多様な農業人材に対する研修機会の提供等への支援

- ① 新規就農者育成総合対策のうち農業教育研修環境整備事業のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業、
農業教育高度化事業 18,268 (10,427) 百万円の内数
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域農業への入り口となる短期農業研修や社会人の就農希望者や現役農業者を対象とした実践的な研修の実施等の取組を支援します。
- ② 農業経営・就農支援体制整備推進事業
都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業者等に助言・指導などを行う取組等を支援します。
1,286 (600) 百万円
- ③ 集落営農経営転換加速化事業
集落営農の連携・合併による効率的な生産・販売体制の確立等を図るとともに、任意組織を法人化し持続可能な経営転換に向けた取組を支援します。
430 (186) 百万円

【お問い合わせ先】

- (1 ①の事業) 農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957)(2 ①の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)(3 ①の事業) 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)
- (1 ②の事業) 技術普及課 (03-6744-2107)(2 ②の事業) 地域振興課 (03-3501-8359)(3 ②の事業) 経営政策課 (03-3502-6441)
- (2 ③の事業) 都市農村交流課 (03-3502-6002)(3 ③の事業) 経営政策課 (03-3502-0576)

多様な農業人材による意欲的な取組の推進

環境と調和のとれた食料システムの確立

<対策のポイント>

環境と調和のとれた食料システムの確立に向けて、みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費までの各段階における環境負荷低減の取組とイノベーションを推進します。

<政策目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPI等の達成 [令和12年]

<事業の全体像>

みどりの食料システム戦略推進総合対策 7,591百万円	
みどり認定者等の取組の定着・拡大のサポートの強化、有機農産物の広域流通に向けた産地形成、食農分野における環境負荷低減や気候変動への適応、国産バイオマスの活用による地域循環経済の実現等の取組を支援	
環境負荷低減や気候変動への適応に資する技術・生産体系の研究開発の推進	
フードテック成長戦略推進プログラム 50,214百万円の内数	
- 気候変動の影響を受けにくいフードテックへの官民投資を促進	
生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発 3,300百万円の内数	
- 気候変動に適応する高温耐性品種の開発等を実施	
「知」の集積と活用に向けたイノベーション創出推進事業 のうちアグリテック系スタートアップ重点化支援対策 1,040百万円の内数	
- 気候変動等に対応する研究開発や事業化に取り組むスタートアップ等を支援等	
食品産業における持続可能性に配慮した取組の推進	
サステナビリティ課題解決支援事業 57百万円の内数	
- 気候変動などのサステナビリティ課題の解決に向けた官民の連携を推進	
食品ロス削減・プラスチック資源循環対策 1,954百万円の内数	
- 地域の未利用資源の活用、食品リサイクルの効率化・ブランド化の取組、食品容器包装の切替え等のプラスチック削減・資源循環に向けた取組を推進等	
2027年国際園芸博覧会に向けた対応 11,259百万円	
2027年国際園芸博覧会（略称：GREEN×EXPO 2027）に向けた来場者や参加者等の安全確保のための取組、日本国政府出展等の運営、機運醸成に係る取組、途上国の出展支援、各種展示・催事の開催等を実施	
農畜産業における環境負荷低減や気候変動への適応の取組の推進	
新たな環境直接支払交付金 事項要求	
- 有機農業等の環境負荷低減型農法への転換・拡大の取組を支援	
強い農業づくり総合支援交付金 13,815百万円の内数	
農地利用効率化等支援事業 1,087百万円の内数	
- CO2ゼロエミッション化等のみどりの戦略に掲げる取組に必要な施設、機械の整備	
米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業 7,856百万円の内数	
- 高温耐性品種等への品種転換を加速化するための種子産地の取組を支援	
果樹農業生産力増強総合対策 6,128百万円の内数	
- 遮光ネット等の資機材の導入、気候変動適応対策の実証等の取組を支援	
暑熱負荷軽減対策推進事業 250百万円の内数	
- 熱中症等の発症リスク低減に向けた、暑熱環境対策等の取組を支援	
国内肥料資源利用拡大対策事業 7,008百万円の内数	
- 温室効果ガス削減となる家畜排せつ物の管理方法の変更に必要な施設整備を支援	
持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進事業 72百万円の内数	
- 畜産分野における温室効果ガス（GHG）対策の普及啓発等を実施等	
林業・水産業における持続可能性の確保	
森林循環利用・付加価値創出対策 18,552百万円の内数	
- 省力・低コスト再造林、エリートツリー等の苗木の安定供給の推進	
漁業構造改革総合対策事業 10,000百万円の内数	
- 海洋環境の変化に対応した漁獲対象種の転換等による収益性向上の実証を支援等	
持続可能な農山漁村の整備	
環境との調和に配慮した - 農業生産基盤の整備、農業水利施設の省エネ化等の推進 - 森林収量の確保・強化や国土強靱化に資する森林整備の推進 - 水産資源の増大のための施設整備	

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)